

令和3年3月定例会

令和3年3月3日（水曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

佐 藤 修 二 副議長

出席議員（13名）

1番 丹野貞子議員	2番 東海林信弘議員	3番 齋藤隆議員
4番 木村章一議員	5番 吉田芳美議員	6番 榎正義議員
7番 石垣光洋議員	8番 細矢誓子議員	9番 阿部恭平議員
10番 松田收作議員	12番 佐藤修二議員	13番 漆山光春議員
14番 岡田桂司議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長
竹屋和典 総括主任

齋藤 淳 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
真木吉雄 監 査 委 員
宇野 勝 政策推進課長
堀米清也 健康福祉課長
増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局長
須藤俊一 都市整備課長兼
新庁舎建設課主幹
鈴木淳子 会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長
大泉雅志 学校教育課長補佐
兼 管 理 係 長

河内耕治 副 町 長
堀米 武 農業委員会会長
後藤 浩 総務課長兼
新庁舎建設課長
矢作 勲 税務町民課長
秋場弘昭 環境防災課長
佐藤晃一 商工観光課長
今部憲治 上下水道課長
石山勝己 教 育 主 幹
兼 指 導 主 事
齋藤順子 学校教育課長補佐
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

牧 野 隆 博 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和3年3月3日（水） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長報告
 - (2) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会報告
 - (3) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会報告
 - (4) 町長報告
- 日程第4 請願の常任委員会付託
- 日程第5 議案の上程
- 議第 4号 令和2年度河北町一般会計第14回補正予算の専決処分について
- 議第 5号 令和2年度河北町一般会計第15回補正予算について
- 議第 6号 令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第 7号 令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算について
- 議第 8号 令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について
- 議第 9号 令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 議第10号 令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 議第11号 令和3年度河北町一般会計予算について
- 議第12号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第13号 令和3年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第14号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議第15号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算について
- 議第16号 令和3年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第17号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第18号 令和3年度河北町水道事業会計予算について
- 議第19号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第20号 河北町ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条

- 例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 25 号 河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 26 号 河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 27 号 河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 28 号 河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 29 号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 30 号 河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 31 号 河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 32 号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について
- 議第 33 号 河北町道路線の認定及び廃止について
- 議第 34 号 天童市道路線の廃止の承諾について
- 議第 35 号 河北町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 6 施政方針表明及び提案理由の説明
- 日程第 7 議案の審議、採決
- 議第 4 号 令和 2 年度河北町一般会計第 14 回補正予算の専決処分について
- 議第 29 号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 30 号 河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 5 号 令和 2 年度河北町一般会計第 15 回補正予算について
- 議第 6 号 令和 2 年度河北町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について
- 議第 7 号 令和 2 年度河北町農業集落排水事業特別会計第 3 回補正予算について
- 議第 8 号 令和 2 年度河北町公共下水道事業特別会計第 4 回補正予算について
- 議第 9 号 令和 2 年度河北町介護保険特別会計第 3 回補正予算について
- 議第 10 号 令和 2 年度河北町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について
- 議第 31 号 河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更について
- 議第 32 号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について
- 議第 35 号 河北町教育委員会教育長の任命について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号のとおり

◎ 開 議

午前 9 時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。
定足数に達しておりますので、令和3年3月
河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、岸学校教育課長が欠席しております
ので、本会期中、石山教育主幹兼指導主事、
大泉課長補佐兼管理係長、齊藤課長補佐兼学
校給食センター所長の出席を認めております。
ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりで
あります。

○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指
名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規
定により、議長から指名します。

2番 東海林 信 弘 議員

8番 細 矢 誓 子 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第2、会期の決定につい
てを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る2月24日
に議会運営委員会に協議をお願いいたしまし
たところ、お手元に配付しております会期日
程のとおり決定しております。本定例会の会
期を議会運営委員会決定のとおり、本日から
3月15日までの13日間と決定するに異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月
15日までの13日間と決定いたしました。

令和2年3月河北町議会定例会会期日程（議運決定）

月 日	本 会 議	委 員 会	摘 要
3月3日 (水)	午前9時開会、開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸報告 (1) 議長報告 (2) 組合議会報告 (3) 町長報告 4 請願の常任委員会付託 5 議案の上程 6 施政方針表明及び提案理由の説明 7 議案の審議、採決 散 会		議 案 件 数 予算 15件 条例 10件 その他 7件 計 32件

3月4日 (木)	休 会		議案調査
3月5日 (金)	休 会		議案調査
3月6日 (土)	休 会		
3月7日 (日)	休 会		
3月8日 (月)	休 会		議案調査
3月9日 (火)	午前9時開議 1 一般質問 散 会		
3月10日 (水)	午前9時開議 1 一般質問 2 議案の審議、採決 3 予算審査特別委員会の設置構成 及び予算議案の特別委員会付託 休 会	予算審査特別委員会 本会議休会後開会、開議 1 委員長の互選 2 会議録署名委員の指名 3 副委員長の互選 4 付託案件の審査、採決	
3月11日 (木)	休 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
3月12日 (金)	休 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決	
3月13日 (土)	休 会		
3月14日 (日)	休 会		
3月15日 (月)	予算審査特別委員会閉会後開議 1 議案の審議、採決 2 請願付託案件の常任委員長報告、採決 3 議員の派遣 4 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可 5 閉会中の議会運営に関する事項及び議長 の諮問に関する調査の許可 閉 会	予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決 閉 会	

○漆山光春議長 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長から報告します。

- 1 1月分例月出納検査報告書について
- 2 山形県町村議会議長会定期総会決議事項について
- 3 第50回河北町公民館大会の大会決議文の提出について
- 4 プール跡地に「南部地区防災コミュニティセンター」建設の要望書について
- 5 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
- 6 要望書：学童クラブへの支援強化について

以上6件について、資料により報告します。

続いて、組合議会の報告を行います。

最初に、東根市外二市一町共立衛生処理組合議会の報告を求めます。

「2番東海林信弘議員」

○2番（東海林信弘議員） おはようございます。

令和3年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第1回定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和3年2月25日午後3時30分より東根市議会議場で開催されました。提案されました議案は3件で、その概要について申し上げます。

初めに、報第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について申し上げます。

令和2年10月28日、東根市神町地内において公務中の公用車の運行中に発生した物損事故により生じた損害賠償を行うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、物損事故に係る損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであります。

次に、議第1号令和2年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,153万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,763万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、落雷被害に伴う施設設備基金積立金の増であります。

歳入の内容は、同じく落雷被害の補償に伴う建物災害共済金の増であります。

次に、議第2号令和3年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計予算について申し上げます。

令和3年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,323万5,000円とし、前年度当初予算と比較して7億4,237万円の増額となるものであります。

それでは、歳入の概要について申し上げます。

1款分担金及び負担金については、11億1,532万4,000円で前年度当初予算との比較では8,826万円の増となり、この内訳として償還交付税が7,579万1,000円、組合市町負担金が10億3,953万3,000円で、そのうち河北町の負担金は1億4,305万円となり、前年度当初予算との比較では1,454万7,000円の増となるものです。

2款使用料及び手数料については、7億4,690万5,000円で前年度当初予算との比較では2,830万6,000円の減となり、その内訳として、し尿、ごみ等の処理手数料が2,700万6,000円の減、証紙収入が130万円の減となるものです。

3款国庫支出金については、43万2,000円で前年度当初予算との比較では3万4,000円の減であります。

4款財産収入については、2,594万7,000円で前年度当初予算との比較では392万2,000円の減であります。

5款繰入金については、1億1,872万円を

施設整備基金から繰り入れるものであります。

6 款繰越金については、3,000万円で前年度当初予算と同額であります。

7 款諸収入については、750万7,000円で前年度当初予算との比較では134万8,000円の減となるものです。

8 款組合債については、ごみ焼去処理施設延命化事業により10億6,840万円を借り入れるものであります。

次に、歳出の概要について申し上げます。

1 款議会費については、139万8,000円で前年度当初予算との比較では100万1,000円の減、2 款総務費については、3 億8,166万円で前年度当初予算との比較では2,586万1,000円の増であります。

3 款事業費については、24億6,522万5,000円で前年度当初予算との比較では6 億7,935万6,000円の増となり、その主な内容としては、ごみ焼却処理施設長寿命化計画及び粗大ごみ処理施設長寿命化計画による延命化工事を行うものであります。

4 款公債費については、2 億5,895万2,000円で前年度当初予算より3,815万4,000円の増、5 款予備費については、600万円で前年度当初と同額を計上しております。

以上、提案されました3 議案につきましては、いずれも原案のとおり承認及び可決されましたことをご報告申し上げます。

令和3 年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第1 回定例会の報告を終わります。

○漆山光春議長 次に、河北町ほか2 市広域斎場事務組合議会の報告を求めます。

「3 番齋藤隆議員」

○3 番（齋藤隆議員） 令和3 年2 月河北町ほか2 市広域斎場事務組合議会定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和3 年2 月24 日午後2 時30 分から河北町議会議場で開催されました。提

案されました議案は2 件で、その概要について申し上げます。

議第1 号河北町ほか2 市広域斎場事務組合監査委員の選任について申し上げます。

本組合監査委員真木吉雄氏は、令和3 年2 月23 日に任期満了となりました。つきましては、地方自治法第196 条の第1 項の規定に基づき、河北町谷地甲215 番地、真木吉雄氏を引き続き選任し、議会の同意を求めるものであります。

議第2 号令和3 年度河北町ほか2 市広域斎場事務組合会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,628万8,000円で、前年度当初予算と比較しますと321万5,000円の増額となるものであります。

それでは、歳入の主な概要について申し上げます。

1 款負担金については、歳出予算額を基に関係市町負担金として6,116万6,000円で、前年度当初予算との比較では146万6,000円の減額になっております。そのうち河北町の負担金は1,354万4,000円で、前年度当初予算との比較では20万2,000円の増となっております。

2 款使用料については10万1,000円、3 款財産収入については1,000円、4 款繰越金については400万円、5 款諸収入については預金利子及び雑入として102万円であります。

次に、歳出の主な概要について申し上げます。

1 款議会費については、組合議会経費として38万4,000円、2 款総務費については、6,288万7,000円で前年度当初予算との比較では118万8,000円の増となり、その内訳としては、一般管理費が25万6,000円の増、施設管理費が93万2,000円の増となるものです。

3 款公債費については、1 万7,000円です。

4 款予備費については300万円で、前年度当初予算との比較では200万円の増額を計上

しております。

以上、提案されました2議案は原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を終わります。

○漆山光春議長 以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和3年3月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところお集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項がございますので申し上げます。

令和2年災溝延地区農地等災害復旧工事第1工区請負契約の締結について外7件の契約締結につきましては、お手元に配付しております書面をもって報告とさせていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○漆山光春議長 以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

○漆山光春議長 日程第4、請願の常任委員会付託に入ります。

本日まで受理しました請願はお手元に配付のとおりであります。会議規則第88条の規定により、請願文書表右欄の記載のとおり、常任委員会に付託します。本会期中に審査くださるようお願いいたします。

○漆山光春議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第 4号 令和2年度河北町一般会計第14回補正予算の専決処分について

議第 5号 令和2年度河北町一般会計第

15回補正予算について

議第 6号 令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について

議第 7号 令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算について

議第 8号 令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について

議第 9号 令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

議第10号 令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

議第11号 令和3年度河北町一般会計予算について

議第12号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第13号 令和3年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第14号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について

議第15号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計予算について

議第16号 令和3年度河北町介護保険特別会計予算について

議第17号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第18号 令和3年度河北町水道事業会計予算について

議第19号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第20号 河北町ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 1 号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 2 号 河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 3 号 河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 4 号 河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 5 号 河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 6 号 河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 7 号 河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 8 号 河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 9 号 河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について

議第 3 0 号 河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更について

議第 3 1 号 河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更について

議第 3 2 号 河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について

議第 3 3 号 河北町道路線の認定及び廃止について

議第 3 4 号 天童市道路線の廃止の承諾について

議第 3 5 号 河北町教育委員会教育長の任命について

以上32議案を一括上程します。

○漆山光春議長 日程第 6、施政方針表明及び提案理由の説明を行います。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ここに、令和 3 年 3 月河北町議会定例会を開会し、令和 3 年度一般会計及び特別会計予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力を賜りたいと存じます。

私は、一昨年 2 月の町長就任以来、2 年 1 か月、任期の半ばを経過いたしました。この間、まちづくりの基本を「動く つながる 夢叶う」として、「子どもに夢を」「若者に自信を」「みんなに元気を」との思いを込め、「ゲートウェイトウン構想」「やる気で稼ぐ人づくり、仕事おこし」、そして「互助共助の住みよいまちづくり」の 3 本を柱として町政運営に取り組んでまいりました。この間の議員各位そして町民の皆様のご支援とご協力に感謝を申し上げるものでございます。

さて、令和 2 年度は、世界中が「新型コロナ

ナウイルス感染症に翻弄された年」となり、それに加え、河北町にとっては「7月豪雨での被災、そして復旧、復興へのスタートの年」となったものであります。

新型コロナウイルス感染症については、現在をもってもまだ収束が見えない不透明な状況であります。感染症の拡大による健康被害、医療機関の混乱、逼迫はもとより、その影響は社会活動及び経済活動全般にわたり、人の動きの制限・停滞が長期化し、社会や人々の活力が大きく失われ、閉塞感が世界を覆う状況が続いております。

町においても、感染症拡大防止対策をはじめとして町民生活への支援、産業への支援を行い、全世帯の特別定額給付金、幼児及び小中学校児童生徒の支援対策、疲弊する農業・商工業に対する経済対策など、町民の皆様のご要望や町の実情を踏まえ、数々の事業を実施してまいりました。

しかし、いつ感染症拡大前の姿に回復できるのか、またポストコロナという新しい社会がどのように構築されるのか、依然として見通しが立たない状況であります。

収束の鍵ともなるワクチンについては、ようやく国内でも2月17日から医療関係者からの接種が先行して開始され、回復の契機となることを期待しており、町としても当面する最大のプロジェクトとして取り組んでまいります。

7月豪雨災害からの復旧・復興につきましては、河北町豪雨災害復旧・復興推進本部を設置し、町内に復旧・復興推進室を置きながら全庁的に進めているところであります。

これまで被災された方の住宅の復旧支援、農地・農業施設・林道並びに町道の復旧を進めているところであり、早期の原状回復を目指してまいります。

水害対策として、減災・防災の最大の課題

であります無提区間の解消など治水対策につきましては、河川管理者だけでなく、流域のあらゆる関係者が連携して取り組む「流域治水」の考え方により、昨年9月に最上川流域治水協議会が立ち上げられたところであります。1月には最上川中流・上流緊急治水プロジェクトが公表され、河北町についても溝延・押切両地区の築堤整備等が令和11年度までの期間において進められる事業として位置づけられました。この3月には最上川水系流域治水プロジェクトが公表されることになっており、ハード事業と町が中心となって取り組むソフト事業の両面からの防災力の向上を図ってまいります。

新庁舎整備につきましては、今年9月に建物が完成予定であります。その後、現庁舎からの諸設備の移転、備品の購入・配置を行い、業務に関わるシステム、書類等の移動を経て、令和4年1月から新庁舎での業務開始ができるよう進めてまいります。

新庁舎の建設に当たっては、「災害に強い庁舎」「町民に優しい庁舎」「効率的な業務運営ができる庁舎」「環境に配慮した庁舎」の4つを基本方針に据え、進めているところであり、職員一丸となって新庁舎の機能を十分発揮した町民サービスにつなげてまいります。また、町民の皆様の憩いの場所ともなり得るよう町民ギャラリーや大屋根などを備えており、この立地を生かし、町なかのにぎわいづくりにつなげていきたいと考えているところであります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策、豪雨災害からの復旧・復興に全力で取り組むとともに、新庁舎の完成・業務の開始を契機に、河北町第8次総合計画の初年度となる令和3年度を新たなまちづくりのスタートの年と位置づけ、町政に邁進してまいりたいと考えております。

さて、国は令和3年の予算編成において「感染拡大防止と社会経済活動との両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進する」とし、感染症の拡大防止策とともに「成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災力の強化」などを重要課題としました。

その上で、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、いわゆる「15か月予算」の考えで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算が一体的に編成されています。

地方に向けては、引き続き「国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度の対応を見通し、簡素で効率的な行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供すること」を求めているところがあります。

地方財政については、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅な減収となる中で、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災・国土強靱化などの重要課題に取り組めるよう一般財源総額を確保し、地方交付税は令和2年度と比較し、出口ベースで5.1%の伸びとなっております。また、財源不足額を補填するために発行する臨時財政対策債については、可能な限り抑制したものの前年を大きく上回る発行を見込んでおり、依然としてその発行に頼る状況が続く、将来にわたって厳しい財政運営を強いられる状況にあることは十分念頭に置く必要があります。

山形県においては、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を基本目標とした第4次山形県総合発展計画の2年目として、施策展開に当たり重視する視点について、「ふるさと山形力の向上」「やまがた強靱化」「農林水産業の振興・活性化」「産業経済の振興・活性化」「保健・医療・福祉の充実等による安全・安心な社会づくり」を挙げ、「幸せな育ち・幸せな暮らし、デジタル化で仕事も生活も新しいスタイルへ、持続可能な社会を目指す」としています。

その中で、「コロナ克服・山形経済再生、さらに輝かしい山形の未来を創る」として編成された一般会計予算は、予算総額6,823億4,300万円、令和2年度と比較して11.2%の増加となり、「コロナ克服・未来創造予算」を標榜し、ポストコロナを見据え、若者世代の移住定住の促進、子育て支援の充実に力を注いだものとしております。

それでは、令和3年度の町政運営及び予算編成に当たっての所信について申し上げます。

河北町におきましては、令和3年度は「第8次河北町総合計画」の計画期間の初年度となります。まちづくりのグランドデザインとなるとこの計画については、前計画の基本的な施策の進捗状況の検証、町民アンケートを実施し、「まちづくり町民会議」を立ち上げるなど、町民の皆様のご意見に広く耳を傾け策定を進めてきたところであり、その過程においてはまちづくりの主な課題・視点を次のように捉えております。

加速化する人口減少に歯止めをかけるためには「出生率の回復や若年層の地元回帰の促進が不可欠であり、出会いから子育てまでの支援、雇用、定住環境の整備などの継続的な支援」、つながりのある社会の構築については「地域コミュニティを維持し地域住民同士

のつながりを継続、強化、また、西里、溝延、谷地、北谷地、元泉の地区同士や近隣市町との広域連携による、よりよい住民サービスの提供」、健康的な生活については「健診や予防接種による予防意識の醸成、地域医療、福祉サービス、介護サービス、生きがいや居場所づくりなど継続的かつ包括的な健康福祉の取組み」、子育て支援と次代を担う子供たちの育成については「親の身体的及び精神的サポートや育児休暇取得推進など仕事と子育てを両立できる社会環境づくりと、家庭・地域・学校などが連携して子どもたちが豊かな人間性を養い、歴史と文化を継承し子どもたちに想いをつなぐこと」、地域産業の活性化のためには「農林水産業・工業・商業・観光の連携を強化し、資源の開発掘り起こしを行い、ブランド化・PR戦略により地域産業を活性化すること」、町民の安全・安心を守るためには「防災体制の強化、地域全体で助け合うための地域力の強化、意識づくり」がそれぞれ必要不可欠であるとししました。

以上の課題に立ち向かうべく、町の将来像を「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」と定め、その実現に向け、「つながりを生む住みよい町」「みんなで支え合う安全・安心な町」「地域とともに健やかに暮らせる町」「新たな魅力を発信しにぎわいのある町」「ふるさとに学び次代につなぐ町」の5つを目標としたところであります。

平成17年の人口は2万人を超えていましたが、平成27年には1万9,000人を切り、令和3年1月末日の現在の住民基本台帳による人口は1万7,966人であり、昨年同期に比べますと383人、約2%の減少となっております。さらに、令和2年4月から令和3年1月までの町内における出生数は72人、社会増減は56人の減であり、少子化、人口減は一層深刻な状況が続いております。

こうした厳しい現状を直視しながらも、将来にわたって持続的に発展できるまちづくり、地域づくりを目指していかなければなりません。このような観点に立ち、計画の目標年度の令和12年度における将来目標人口を1万6,600人とし、まちづくりを進めていくものであります。

町民の皆様には、ぜひ我が事としてこの計画を共有していただき、将来像と将来目標人口の実現に共に向かっていただけるよう切にお願いするものであります。

その初年度として、令和3年度の予算編成に当たりましては、「災害に強い快適な都市環境づくり」「オールかほくで応援する子育て支援」「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」の3点を重要施策として編成しております。

1点目は「災害に強い快適な都市環境づくり」であります。

さきに申しあげましたとおり、昨年7月26日から降り続いた大雨により、河北町始まって以来の被害を受けるに至りました。その対応を検証し、そこから得られた教訓をこれからの防災・減災対策に生かしてまいります。

防災力の強化については、今年度に引き続き情報伝達体制の強化等に取り組み、災害時に必要な情報が的確に伝わるよう防災行政無線の機能強化などに取り組んでまいります。

また、平常時の備えや避難の方法など災害時の対応力を高めるため防災専門員を置き、実践的な訓練を通して対応力の向上を図ってまいります。このたびの災害時にもご活躍いただいた消防団、水防団については、人口減や昨今の事情を踏まえ定数の見直しを行うとともに、出場に係る手当を引き上げ処遇の改善を図ります。

除雪については、昨今、その作業に当たる人材が少なくなっている状況も踏まえ、

除雪機械を借り上げ、技術講習費用を助成することにより、地域における除雪体制づくりを進めてまいります。

2点目は「オールかほくで応援する子育て支援」であります。

福祉、医療、教育の各方面において、結婚から出産、子育て、教育まで切れ目のない支援を行い、「オールかほくで」支える施策を展開してまいります。

結婚して河北町で新しい生活を送る方には、そのスタートを支援してまいります。

特定不妊治療については、治療費の助成を拡大してまいります。

第3子以降の子を持つ世帯については、幼児保育・教育施設での保育料・副食費の負担を軽減してまいります。

小中学校については、今年度整備いたしましたタブレット端末を効果的に活用するため、ICT支援員を設置してまいります。学校・保護者・地域の協働により、学校運営するコミュニティスクールを全小中学校に導入し、未来を担う子供たちに豊かな教育環境を提供してまいります。

県立谷地高校については、創立100周年を迎えます。その記念事業、地域に根差した活動に支援してまいります。また、中央バス路線の活用と高校へ通学する方の経済的な負担の軽減を図るため、山交バスを利用した通学に対し支援を継続してまいります。

3点目は「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」であります。

令和2年度におきましても、移住定住促進、インバウンド、交流拡大といった視点から事業を進める予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため事業の実施が制約、停滞する状況となっております。人の移動や経済活動が停滞している状況下ではありますが、これまでの授業を継続しつつ、ポ

ストコロナも見据え、新しいシステムを取り入れながら施策を展開してまいりたいと考えております。

ふるさとづくり寄附金関連事業では、今年度の寄附額が大幅な伸びとなっていることを受け予算額を拡大したところであり、町内産業の活性化、交流人口の増に役立てたいと考えております。

農林業振興については、サクランボの新品種でありますやまがた紅王等の生産の支援やグローバル産地づくり推進事業によるかほくイタリア野菜などの販路拡大による6次産業の推進とともに、担い手や新規就農者の育成、支援を進めてまいります。

有害鳥獣被害については、狩猟免許取得等の経費を助成し、捕獲従事者の確保を図ってまいります。

商工業については、コロナ禍にあつて疲弊した地元経済に配慮しながら、今年度に立ち上がる地域商社の活動を支援し、地域の農工商観光業の活性化に資していきたいと考えております。

観光については、紅花資料館に館長・学芸員を配置して展示機能を充実させてまいります。

道の駅につきましては、道の駅河北検討委員会の提言を受け、視察や議会との意見交換を行いながら運営について検討を進めております。なお、議会の皆様、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら早期に工程を示し、事業化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチンの接種について、順次、準備を進めているところであり、当面する最優先課題として位置づけ、国・県の情報、動きに十分連動しながら、町医師会とも協調し、町民の皆様が安心して接種いただけるよう進めてまい

ります。

また、県の事業として県立河北病院内にPCR自主検査センターが開設され、3月下旬から運用が開始される予定となっております。ワクチン接種と併せて町民の皆様の感染症拡大に関する不安を払拭できるよう、受診の支援について検討を進めております。

町民の皆様への支援、地域産業への支援については、施設等での感染拡大防止対策、子育て支援のための給付、小中学校の教育振興、農業・商工業・観光業に対する支援を、実態を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し実施してきたところであります。

今般、国の3次補正予算により引き続き同様の交付金として給付されることが示されたところであり、現在、今年度の交付金を充当した事業の効果の検証と実績の報告取りまとめを進めております。その検証と町民の皆様のご要望や地域経済の現況に呼応し、効果的な施策について時期を逃さぬよう機動的に講じてまいります。

以上のことから、令和3年度歳入歳出予算案については、一般会計の総額は111億円9,000万円で、前年度当初予算に比べ14億9,600万円、15.4%の増となり、当初予算としては初めて100億円を超え、昨年度当初に引き続き過去最大の規模となりました。

また、執行体制として、防災・危機管理体制の整備・強化と第8次河北町総合計画の推進体制強化を図るため、災害対応・危機管理について指揮系統の体系化・情報集約の一元化を行う部署の再編、企画と財政の一元化及びまちづくりを推進するための部署の新設など、機構改革の再編を行いたいと考えております。

なお、この組織機構の改編や主な歳入歳出予算の状況については、その他の特別会計を

含め提案理由で改めてご説明申し上げます。

以上、令和3年度の町政運営について所信の一端を申し述べてまいりましたが、健全な財政運営に十分意を用いながら山積する課題に果敢に立ち向かってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様により一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度における私の施政方針とさせていただきます。

○漆山光春議長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午前9時46分

再 開 午前9時46分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ご提案申し上げます。議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第4号令和2年度河北町一般会計第14回補正予算の専決処分について申し上げます。

町道除雪の出動状況等から、以降の除排雪に係る経費を勘案した場合、予算が不足する状況にあると判断し、令和3年2月12日付で8款土木費の道路維持費のほか、公共施設に係る除排雪経費を専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ1,811万円を追加したものであります。

次に、議第5号令和2年度河北町一般会計第15回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9億4,099万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を139億2,905万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から順を追って申し上げますが、内容につきましては事業費の精査を主としておりますので、増額や新たに追加したものを中心に申し上げます。

2款総務費の企画費では、町内会における備品購入等に係るコミュニティ助成事業交付金を追加するものであります。

新庁舎整備費では、これまでの工事の進捗状況に応じ、新庁舎整備関連の工事に係る費用を減額するものであります。

賦課徴収費では、固定資産税及び都市計画税の相続に関する賦課誤りに対応した過年度分についての還付金及び還付加算金を増額するものであります。

統計調査総務費では、国勢調査業務に係る時間外勤務手当を増額するものであります。

3款民生費の国民健康保険費では、保険基盤安定制度負担金等の増加に伴い、特別会計の繰出金を増額するものであります。

後期高齢者医療費では、事業費の確定に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金を増額するものであります。

児童福祉総務費では、学童保育所さくらクラブの障害児受入強化事業加算などにより、放課後児童クラブ運営委託料を増額するものであります。

認定こども園費では、施設加算の追加、公定価格の改定及び入所児童数の増加により、認定こども園運営委託料を増額するものであります。

4款衛生費の生活環境総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響により山交バスの利用者が減少したことに伴い、河北町地方バス路線維持費補助金を増額するものであります。

6款農林水産業費の農業振興費では、新たな要望を受けまして、農業用機械の導入に係る担い手確保・経営強化支援事業費補助金を増額するものであります。また、昨年12月からの大雪により農業用施設等に被害があった農家の方を支援するため、農林水産物等災害対策事業費補助金を増額するものであります。

農地費では、当初分の事業費の確定及び国の補正予算に伴い、県営土地改良事業等負担金等を増額するものであります。

8款土木費の道路新設改良費の補助分では、国の補正予算に伴う交付金の追加交付により、本年度の事業費を増額するものであります。

9款消防費の水防費では、水害時における被害防止のため、排水ポンプ、発電機等の資機材を購入する費用を追加するものであります。

地域防災費では、令和2年7月豪雨災害時に設置したボランティアセンターの運営に係る費用を追加するものであります。

10款教育費の小学校学校管理費では、国の補正予算を受け、谷地中部小学校体育館非構造部材の耐震化工事に係る費用を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税につきましては、決算見込みにより補正するものであります。

2款地方譲与税及び7款地方消費税交付金等につきましては、決算見込みにより減額するものであります。

13款分担金及び負担金の農林水産業費分担金では、寒河江川土地改良区からの農業施設災害復旧費分担金、村山市西部土地改良区及び寒河江川土地改良区からの農地災害復旧費分担金を増額するものであります。

15款国庫支出金の民生費国庫負担金では、保険者支援に係る国民健康保険分の保険基盤安定制度負担金を増額するものであります。

災害復旧事業費国庫負担金では、事業の進捗及び歳入科目変更のため、減額するものであります。

衛生費国庫補助金では、令和2年7月豪雨災害時に発生した災害廃棄物の処理に係る補助金を増額するものであります。

土木費国庫補助金では、国の補正予算に伴

い社会資本整備総合交付金を増額、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金を追加するものであります。

16款県支出金の民生費県負担金では、保険者支援及び保険税軽減に係る国民健康保険保険基盤安定制度負担金を増額するものであります。

農林水産業費県補助金では、歳出に合わせて、農林水産物等災害対策事業費補助金及び担い手確保・経営強化支援事業費補助金を増額するものであります。

災害復旧事業費補助金では、災害復旧事業費国庫負担金から県の耕地災害復旧事業補助金などに変更するものであります。

総務費委託金では、歳出に合わせ、国勢調査委託金等を増額するものであります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金では、歳入歳出全体の調整により減額するものであります。そのほかの繰入金は、歳出に合わせて補正するものであります。

21款諸収入の雑入では、町内会における備品購入等に係るコミュニティ助成事業助成金を追加するものであります。

22款町債では、土地改良事業債、道路橋梁整備事業債、小学校体育館非構造部材耐震化事業債について、国の補正予算に伴う事業の歳出に合わせて増額するものであります。

緊急自然災害防止対策事業債は、排水ポンプ、発電機等の資機材を購入する費用に充当するため、増額するものであります。

減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金、市町村たばこ税及びゴルフ場利用税交付金等の減少分に充当するため、追加するものであります。

次に、第2表繰越明許費の追加につきましては、新庁舎建設事業では、エネルギー棟及びさく井工事について、そのほかの事業では、国の補正予算に伴い予算化した事業を令和3

年度に繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為の廃止につきましては、令和2年度の利子助成がなかったことにより廃止するものであります。

次に、第4表地方債につきましては、さきに町債のところで述べましたもののほか、事業費の精査に伴い減額するものであります。

以上が、令和2年度河北町一般会計第15回補正予算の概要であります。

次に、議第6号令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ683万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,816万2,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、システム修正委託料及びオンライン資格確認等運営負担金を増額し、山形県国民健康保険団体連合会負担金等を減額するものであります。

2款保険給付費では、決算見込みにより高額療養費を増額するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金では、財源の振替を行うものであります。

6款保険事業費では、決算見込みにより記念品代、印刷製本費、講師派遣委託料、人間ドック委託料及び特定健康診査等委託料を減額するものであります。

7款基金積立金では、決算見込みにより減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税では、収納見込みを勘案し増額するものであります。

2款使用料及び手数料では、実績に基づいて督促手数料を増額するものであります。

3款国庫支出金では、災害臨時特例補助金の交付見込みを勘案し増額するものであります。

4 款県支出金では、決算見込みにより保険給付費等交付金を増額するものであります。

5 款財産収入では、基金積立金利収入を減額するものであります。

6 款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を増額し、基金繰入金は減額するものであります。

8 款諸収入では、実績に基づいて延滞金を増額するものであります。

以上が、令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第7号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ38万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,852万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款事業費の農業集落排水事業費では、事業費の確定に伴い減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

2 款繰入金及び5 款町債を減額するものであります。

以上が、令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第8号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ768万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億7,121万6,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款公共下水道事業費の総務管理費では、計画策定委託料及び消費税額確定等に伴い減額するものであります。下水道維持費では、事業費の確定に伴い減額するものであります。また、管渠建設費では、委託料、工事請負費等の事業費の確定に伴い減額するものであり

ます。

2 款流域下水道費では、事業費の確定に伴い、最上川流域下水道事業負担金を増額するものであります。

3 款公債費では、事業費の確定に伴い、長期借入債利子を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

3 款国庫補助金及び4 款一般会計繰入金を減額し、7 款町債では、流域下水道事業債及び下水道事業債特別措置を増額し、公営企業会計適用債を減額するものであります。

以上が、令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算の概要であります。

次に、議第9号令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、予算総額に歳入歳出それぞれ3,682万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,659万2,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款総務費の一般管理費、賦課徴収費及び認定調査等費では、決算見込みにより減額するものであります。

2 款保険給付費では、高額介護・予防サービス費について決算見込みにより増額し、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、特別給付費及び特定入所者介護・予防サービス費について決算見込みにより減額するものであります。

4 款金積立金では、財産運用収入の減額に伴い減額するものであります。

5 款地域支援費では、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業、任意事業費について決算見込みにより減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1 款保険料では、収納見込みを勘案し増額

するものであります。

2款使用料及び手数料では、実績に基づいて増額するものであります。

3款国庫支出金では、保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料及び特定入所者介護・予防サービス費の減額に伴う介護給付費負担金の減額、調整交付金の決算見込みによる減額、地域支援事業費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金の決算見込みにより増額とするものであります。

4款支払基金交付金では、決算見込みにより減額するものであります。

5款県支出金では、保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料及び特定入所者介護・予防サービス費の減額に伴い、介護給付費負担金を減額し、地域支援事業交付金については地域支援事業費の減額に伴い減額するものであります。

6款財産収入では、介護給付費準備基金利子を減額するものであります。

7款繰入金では、保険給付費の減額に伴い、法定負担割合に基づく町負担分の一般会計からの介護給付費繰入金を減額し、地域支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金について決算見込みにより減額するものであります。

以上が、令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第10号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ788万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,135万7,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1款総務費では、税制改正に対応するためのシステム修正委託料について増額し、収納実績により財源の振替を行うものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定繰入金の額の確定及び保険料の収納実績により増額するものであります。

3款諸支出金では、財源の振替を行うものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料では、収納見込みを勘案し増額するものであります。

2款使用料及び手数料では、実績に基づいて督促手数料を増額するものであります。

3款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を増額するものであります。

4款繰越金では、令和元年度の歳入歳出差引額を令和2年度へ繰り越すものであります。

5款諸収入では、実績に基づいて増額するものであります。

6款国庫支出金では、このたびのシステム修正に伴い国庫補助金を増額するものであります。

以上が、令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第11号令和3年度河北町一般会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額111億9,000万円となり、前年度より14億9,600万円、率にして15.4%の増額となりました。

令和3年度地方財政計画によりますと、財政の規模といたしまして89兆8,400億円で、前年度より9,000億円、率にして1.0%の減となっており、地方交付税につきましては前年度より8,503億円、5.1%増の17兆4,385億円となっております。

また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より2兆3,399億円、74.5%増の5兆4,796億円とされており、大幅に発行が

増額されることとなっております。

町税につきましては、町民税個人分、固定資産税及び都市計画税の減により、前年度より4,524万円、2.4%減の18億5,783万9,000円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国調人口等算定基礎数値の変動の影響により、前年度より7,600万円、3.2%減の23億1,400万円を見込んでおります。

また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より1億1,200万円、61.5%増の2億9,400万円を見込んでおります。

これらの財源に加え、ふるさと応援基金などを活用し、第8次河北町総合計画「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の初年度となります令和3年度の予算編成に当たりましては、施政方針で申し上げましたように、重点主要政策として「災害に強い快適な都市環境づくり」「オールかほくで応援する子育て支援」「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」を3本の柱に据えたところであります。

それでは、歳出について款ごとに主な内容について申し上げます。

人件費につきましては、令和3年度新規採用職員3名分を含む給与費等及び会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償費を各款にわたり計上しております。

初めに、1款議会費では、各常任委員会の行政視察、研修に係る費用、議会広報の発行及び議会中継システム運用に係る費用などに加え、新たにタブレット端末を導入する費用や議会ペーパーレス会議システムに係る費用、議会中継システムの新庁舎への移行業務に係る費用を計上しております。

次に、2款総務費について申し上げます。

一般管理費では、公用車1台を購入する費用や各町内会で実施される事業に対する地域

振興総合交付金、シルバー人材センターへの日直業務の委託に係る費用及び新庁舎への移転業務に係る費用を計上しております。

職員研修費では、業務に関する研修のほか、市町村アカデミー研修や職員の自主研修活動など各分野での業務遂行能力及び行政サービスの向上につながる研修を受講するための費用や、全職員を対象とした働き方改革についての研修受講に係る費用を計上しております。

会計管理費では、会計課での窓口収納業務を行うための指定金融機関の派出に係る費用を計上しております。

財産管理費では、共有財産の保険に係る費用や令和2年度決算の統一的な基準による財務書類を作成するための費用、財務システムの借上げに係る費用などを計上しております。

企画費では、移住定住促進に関する事業としまして、7市7町からなる山形連携中枢都市圏の共同での情報発信事業や、首都圏で行われる移住に関する説明会に参加するための費用、移住体験ツアーに係る費用、令和2年度から実施しております県外から本町へ移住され賃貸住宅に住まわれる方への家賃の補助を計上しております。

地域おこし推進事業としましては、新たに2名の協力隊員を採用し、4名の地域おこし協力隊員を配置するための費用を計上しております。ベニバナを活用した地域おこしやインバウンド事業の促進、新規就農者支援、地域商社支援を通じ河北町の魅力を広く発信するとともに、地域に根差した活動を行ってまいりたいと考えております。

I T推進費では、新庁舎への電算室内サーバーをはじめとしたシステム関係機器の移設に係る費用を計上いたしております。

新庁舎整備では、今年9月に完成を予定しており、新庁舎建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事のほか、新庁舎北側駐車場外構

工事及び車庫棟建築工事等に係る費用を計上しております。

賦課徴収費では、町税滞納対策として町税徴収専門員を配置するための費用や、法務局所有の地図データを活用し紙ベースの地籍図をデジタル管理に移行する費用を計上しております。

衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査費では、令和3年10月に任期満了となる衆議院議員総選挙及び国民審査に係る費用を計上しております。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費では、令和4年3月改訂予定の第4期河北町地域福祉計画策定に係る費用、福祉バスのリース及び運行業務に係る費用、河北町社会福祉協議会への補助、福祉灯油購入助成に係る費用に加え、2020東京パラリンピック採火式に係る費用を計上しております。

障がい者福祉費では、介護・訓練等給付、補装具購入、自立支援医療に係る扶助、地域生活支援に係る委託、障がい児の放課後等デイサービスの通所に対する扶助及び町単独事業の福祉タクシー扶助を計上しております。

老人福祉費では、養護老人ホーム「明鏡荘」に係る西村山広域行政事務組合負担金、県内の4老人施設への入所措置に対する扶助費、高齢者世帯への緊急通報体制等の整備、雪下ろしに係る費用などを計上しております。また、高齢者の居場所づくり事業を実施するため、旧溝延幼稚園の改修に係る費用を計上しております。

国民健康保険費、介護保険費及び後期高齢者医療費では、それぞれの特別会計への繰出金などを計上しております。また、後期高齢者医療費では、山形県後期高齢者医療広域連合への負担金を計上しております。

児童福祉総務費では、新規事業としまして、

婚姻届提出時に記念品と結婚記念証を贈呈する結婚記念品贈呈事業、新婚世帯に対し新生活への準備資金を給付する結婚新生活支援事業に係る費用を計上しております。

子育て関連事業としましては、放課後児童クラブ運営に係る費用に障がい児受入強化推進事業を加算し、届出保育施設等への保育事業費補助では、町単独事業である3歳児未満児童への保育料の負担軽減に係る費用を計上しております。また、出生時及び小学校、中学校への進学時に応援金を支給するかほく安心子育て応援事業に係る費用を新たに計上しております。

医療給付費では、県事業に上乗せを行い、町単独の子育て支援策として高校生までの医療費無料化に係る費用を計上しております。

子育て支援センター費では、かほくあいこども園及びひなのこども園に併設する地域子育て支援センター・病後児保育施設の運営に係る費用を計上しております。

認定こども園費では、1施設が新たに認定こども園に移行することや、第3子以降の子供がいる世帯について町単独で保育料及び副食費を無料にするため、認定こども園の運営に係る費用を増額して計上しております。また、延長保育事業や一時預かり事業に対する補助、町単独事業としての障がい児保育事業などの費用を計上しております。

次に、4款衛生費について申し上げます。

予防費では、特定不妊治療への補助に係る費用について、1件当たりの補助額を10万円から15万円に拡充し計上しております。

環境衛生費では、地方バス路線の維持に係る補助及び高校生のバス通学に係る補助を計上しているほか、現在発行している家庭ごみの分け方・出し方のハンドブックを更新する費用を計上しております。

健康増進事業費では、各種検診に係る費用

のほかに、新たに河北病院での人間ドック受診への助成費用、このたび治療が開始されました山形大学医学部東日本重粒子センターでのがん治療に係る助成費用を計上しております。また、町民の皆様の健康に資する健康マイレージ事業や健康教室事業に係る費用のほか、健康かほく21行動計画の評価に係る費用を計上しております。

次に、5款労働費について申し上げます。

職業対策費では、未組織労働者の方に利用していただくための資金の預託に係る費用を計上しております。

職業訓練センター費では、指定管理に係る費用などを計上しております。

次に、6款農林水産業費について申し上げます。

農業委員会費では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の業務に係る費用や、遊休農地解消のための新規就農者や地域の担い手に対する補助に係る費用を計上しております。

また、河北町を含む最上川流域の4市4町からなる歴史と伝統がつなぐ山形の「最上紅花」が日本農業遺産に認定されておりますが、令和3年1月、国の専門家会議で世界農業遺産への申請が承認され、農業振興費では、栽培面積を拡大し染料加工まで行う事業に係る費用を計上しております。

新規就農者への支援事業としましては、これまでの農業次世代人材投資資金、定住支援のための家賃補助に加え、新たに農業用機械購入に対する補助を計上しております。

畑作・果樹振興事業としましては、サクランボの奨励品種である「やまがた紅王」をさらに生産振興するための雨よけ施設の導入及び更新に係る経費に対する補助を新たに計上しております。

農地費では、寒河江川下流地区、北谷地地区、引竜地区、平田地区における県営土地改

良事業に係る費用を計上しております。

農村環境改善施設費では、西里・溝延・北谷地の3地区センターにエアコンを新たに設置する費用を計上しております。

農業集落排水事業費では、特別会計への繰出金を計上しております。

6次産業推進費では、本町の農産物等の地域資源を活用した商品開発や海外輸出も視野に入れた販路拡大に向けての事業活動を実施するために、「河北町6次産業推進ネットワーク協議会」の運営に係る費用を計上しております。また、グローバル産地づくり推進事業としまして、イタリア野菜を中心に香港での販路拡大や市場調査などに係る費用を計上しております。

林業振興費では、森林環境譲与税を活用し適切な森林管理を行っていくため、森林所有者等意向調査を実施する費用を計上しております。

○**漆山光春議長** ここで町長に申し上げます。

説明の途中ですが、ここで10時40分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時39分

○**漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

森谷町長からの提案理由の説明を続行します。

「森谷町長」

○**森谷俊雄町長** 続けさせていただきます。

次に、7款商工費について申し上げます。

商工総務費では、農商工観光の連携による「かほく創生」の牽引役となるべく、新たに設立される地域商社への支援に係る費用のほか、産業・企業支援及び起業支援に係る費用を計上しております。

商業振興費では、ふるさとづくり寄附事業としまして、事業者のノウハウを活用し、ふるさとづくり寄附金の増収と経費の削減を図

るため、令和3年度内にふるさと納税業務を民間委託する費用を計上し、寄附額を10億円と見込み計上しております。

かほく発信事業としましては、東京都世田谷区のかほくらし周辺でのイベントや、さいたま市大宮駅周辺及び仙台市での河北町物産展の開催などを通して、河北町の魅力を広く発信していくための費用を計上しております。また、かほく発信大使の方々を通じ、河北町の魅力をPRするための費用を計上しております。

工業振興費では、経済・雇用対策として花ノ木工業団地の用地購入に対する企業立地促進補助金や、町内出身者の就業促進のための奨励金のほか、花ノ木工業団地への立地に係る資金融資のための産業立地促進資金貸付金などを計上しております。

観光費では、インバウンド旅行者へ贈呈する記念品や、関東圏、台湾、韓国でのキャンペーン活動などに係る費用や、谷地どんがまつり等の開催経費を含んだ河北町観光協会への補助金を計上しております。また、テレビ、ラジオとタイアップし、河北町の観光イベント情報やお勧めスポットを広く情報発信するための費用を新たに計上しております。

動物園費では、ウサギ小屋及びヤギ小屋の土の入替えに係る費用や、動物園のリノベーションに向けた検討委員会の開催に係る費用を計上しております。

紅花資料館費では、展示品の適切な管理、工夫した展示に努めるため、新たに学芸員を配置する費用を計上しております。

道の駅河北費では、観光案内業務及び施設の維持管理に係る費用を計上しております。

どんがホール費では、コリドー木部塗装修繕3か年事業の最終年としまして費用を計上しております。

べに花温泉ひなの湯費では、休憩室、事務

室及び食堂内照明器具のLED化、ボイラー交換、地下ピット内配管等修繕に係る費用を計上しております。

次に、8款土木費について申し上げます。

道路維持費では、継続して取り組んでいる道路照明灯のLED化更新事業としまして、谷地ひな市地内の5基分の更新に係る費用を計上しております。

道路除雪については、町道の除排雪、高齢者世帯などの間口除雪に加え、新規事業としまして、町がリースした除雪機械を活用し、技術講習会の費用を助成しながら、個人の方に町道除雪を委託する費用を計上しております。

道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金を活用した補助事業としまして、下野真木線ほか3路線に係る測量調査及び工事などの費用を計上し、単独事業としましては、下槇3号線のほか6路線に係る測量調査及び工事などの費用を計上しております。

橋梁維持費では、舞台橋の測量調査、橋梁長寿命化修繕事業としての橋梁点検に係る費用を計上しております。

公園管理費では、都市公園の維持に係る費用のほか、公園施設長寿命化計画の策定に係る費用を計上しております。

公共下水道費では、特別会計への繰出金を計上しております。

住宅費では、高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助や、耐震診断や改修等の居住環境の整備と、町内建築関連産業の振興や雇用の拡大、さらには移住定住の促進を図るための補助を一部拡充し計上しております。また、空き家対策関連事業としまして、山形県宅建協会と連携した空き家住宅等の登録調査業務に係る費用も計上しております。

東団地につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し

た東団地第1号棟の給水管及びガス配管更新工事、サン・コーポラス河北につきましては、定住促進住宅修繕計画に基づき、3号棟ベランダ防水改修工事や非常灯、住宅用火災報知器取替工事に係る費用を計上しております。

次に、9款消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団員の処遇改善として、出勤手当の増額と各分団車両に救助用装備品等を購入する費用を計上しております。

消防設備費では、溝延地内にホース乾燥塔、新庁舎北側に耐震性防火水槽、新庁舎にモーターサイレンを設置する費用及び消防ポンプ車1台を購入する費用を計上しております。

水防費では、水防倉庫として使用するため、旧溝延幼稚園を改修する費用や、北谷地水防倉庫の外構整備として旧北谷地保育所園庭内に敷砂利を行う費用を計上しております。また、河川画像情報整備の新庁舎への移設に係る費用を計上しております。

地域防災費では、災害対応体制の強化としまして防災専門員を1名配置し、自主防災組織の育成強化、避難所運営マニュアルの整備を行う費用及び災害対応力強化訓練を行う費用を計上しております。また、土砂災害警戒区域内の高齢者世帯に防災ラジオを配付し、災害情報に関する放送をエフエム山形に委託して行う費用及び防災無線の電話応答機能に係る費用を計上しております。

次に、10款教育費について申し上げます。

教育委員会費では、経済的理由により進学及び就学が困難な方に対する支援を目的とした河北町人材育成奨学金給付金、県と折半して行う奨学金返還支援基金への出捐金を計上しております。

事務局費では、令和3年度からのコミュニティスクール導入に当たり、学校運営協議会の運営や地域コーディネーターの配置などに係る費用を計上しております。また、谷地高

後援会に対する補助のほか、創立100周年を記念する事業への補助を計上しております。

語学指導費では、英語教育のさらなる充実を図るため、2名の専門性の高いALTを小中学校へ派遣するための費用を計上しております。

IT教育推進費では、GIGAスクール構想の推進に向けた事業としまして、ICTを活用した授業のサポートを行う支援員の配置、タブレット端末のリース、小中学校内通信ネットワークの維持に係る費用を計上しております。

小学校の学校管理費では、学校業務員を会計年度任用職員として任用し配置するための費用を計上しております。

中学校の学校管理費では、体育館暗幕設置及び高窓修繕に係る費用を計上しております。

中学校の教育振興費では、カヌーカヤックシングル及びカヤックペアをそれぞれ1艇ずつ購入する費用を計上しております。

公民館費では、新築や増改築の場合の補助率の引上げなど、自治公民館の整備事業に対する補助を計上しております。

サハトベに花費では、全天周劇場非常用階段の軒天改修、外壁タイルの補修及びホールのワイヤレスマイク及びスピーカー更新に係る費用を計上しております。

また、文化事業費としましては、今年度、河北町ゆかりの世界的ヴァイオリニスト堀米ゆず子さんのデビュー40周年記念コンサートをサハトベに花開館25周年記念として開催する計画であったところ、コロナ禍により延期となりましたので、改めて令和3年度に開催する費用などを計上しております。

保健体育総務費では、6月6日に谷地八幡宮から河北中央公園までを経路として行われる予定の東京2020オリンピック聖火リレー事業に係る費用を計上しております。また、本

町を会場に10月に開催が予定されている山形県レクリエーション大会に係る費用を計上しております。

体育施設費では、各体育施設の修繕や指定管理に係る費用を計上しております。

給食センター費では、山形連携中枢都市圏の事業として8市町が取り組む広域炊飯施設建設に係る費用を計上しております。

次に、12款公債費につきましては、令和2年度とほぼ同額の7億2,976万円を計上しております。

次に、13款諸支出金につきましては、交通安全対策費で、交通安全指導員への防寒コート購入に係る費用や道路反射鏡及び道路区画線設置に係る費用を計上しております。

以上が、歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例措置の影響から、令和2年度より4,524万円の減額を見込んでおります。

2款地方譲与税から9款環境性能割交付金につきましては、令和3年度の地方財政計画やこれまでの交付実績を勘案し計上しております。

10款地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税及び都市計画税の減収補填を計上しておりますので、令和2年度より2,640万円の増額を見込んでおります。

11款地方交付税につきましては、さきに申し述べましたとおり、令和3年度地方財政計画によりますと、交付税特別会計の出口ベースで5.1%の増となっておりますが、本町におきましては、算定基礎数値の変動の影響により、令和2年度より7,600万円、3.2%

減の23億1,400万円を見込んでおります。

13款分担金及び負担金につきましては、令和2年度に引き続き、学校給食費の1食当たりの定額助成を行うことにより、給食費保護者負担を総額で約530万円助成し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

15款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金の増額により、令和2年度より5,622万円の増額となっております。

16款県支出金につきましては、民生費県負担金や農林水産業費県補助金の増額により、令和2年度より6,965万円の増額となっております。

18款寄附金につきましては、篤志家からの人材育成及び起業支援に対する寄附金を計上しております。また、ふるさとづくり寄附金につきましては、令和2年度より2億円増の10億円を計上しております。

19款繰入金につきましては、公共施設維持補修基金繰入金では、べに花温泉ひなの湯の照明器具のリニューアル工事、ボイラー交換、配管等修繕、舗装道路の維持補修、都市公園の維持管理、消雪装置のメンテナンス及び小中学校の諸修繕に係る費用に充当しております。

ふるさと応援基金繰入金では、寄附者への返礼品に関する費用をはじめ、これまで充当してきた事業に加え、令和3年度からの新規事業となる議会タブレット端末導入、結婚新生活支援事業、かほく安心子育て応援事業給付金、さくらんぼハウス整備事業費補助、紅花資料館学芸員配置、防災専門員配置、小中学校GIGAスクール構想関連事業などに新たに充当しております。

また、財政調整基金繰入金につきましては、1億5,000万円を繰り入れることとしております。

21款諸収入につきましては、令和2年度に

計上されておりました新庁舎建設に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が皆減になっておりますので、令和2年度より9,359万円の減額を見込んでおります。

22款町債につきましては、令和2年度と比較しますと8億6,620万円の増額となっております。主な内容としましては、新庁舎整備事業債が7億8,430万円、臨時財政対策債が1億1,200万円とそれぞれ増額となっております。

以上が、歳入の概要であります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、各事業に設定する期間及び限度額を定めたものであります。

次に、第3表地方債につきましては、各事業に充当する起債額の発行限度額を定めたものであります。

以上が、令和3年度河北町一般会計予算の概要であります。

次に、議第12号令和3年度河北町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険制度については、平成30年度に県が国保保険者として財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業推進が図られるよう制度改革が行われてから3年が経過しようとしております。

県が算定した令和3年度の国民健康保険事業費納付金は、県全体で約6.2%の減となっており、本町の納付金は、1人当たりの診療費の動向と被保険者数の推計から約5.4%の減、金額にして2,610万円の減とされました。

保険税率については、納付金算定と同時に県から示された標準保険税率を参考とすることとされておりますが、令和3年度においては、国民健康保険基金を活用し令和2年度と同率に据え置くこととしております。

今後も、安定した事業運営を図るため、医療費の動向や財政状況を注視し収納率向上に

よる財源確保を進めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進や被保険者が生き生きと健康な生活を送ることができるよう、保健事業の実施などにより医療費の適正化に努め、財政の健全化推進に引き続き取り組んでまいります。

予算規模は、歳入歳出総額18億7,130万8,000円となり、前年度より2,412万3,000円、率にしますと1.3%の増額となりました。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、医療給付費等の事務に係る会計年度任用職員の人件費、国保連合会への共同電算処理委託料及び国保連合会負担金などの経常的経費を計上しております。また、徴税费では、町税徴収に係る会計年度任用職員の人件費を計上しております。

2款保険給付費では、療養諸費及び高額療養費等を支給実績や被保険者数の動向などを勘案し計上しております。また、出産育児諸費及び葬祭諸費は所要額を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金では、市町村の被保険者数や医療費などに応じて県が算定した納付金について所要額を計上しております。

4款共同拠出金では、所要額を計上しております。

5款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

6款保険事業費では、被保険者の健康保持・増進のための健康づくり事業、疾病の早期発見・早期治療のための人間ドック委託料及び特定健康診査・受診勧奨等の事業費などを計上しております。また、いきいき健康づくり推進事業として、町民プール施設とひなの湯の入浴で利用できる共通券の交付を継続し、被保険者の健康保持・増進を図ることとしております。

7 款基金積立金では、国民健康保険基金の
利子相当分を積み立てるものであります。

8 款公債費では一時借入金の利子及び財政
安定化基金償還を、9 款諸支出金では被保険
者の異動に伴う保険税の還付金及び高額療養
費貸付金などの所要額を計上しております。

10 款予備費では、所要額を計上しておりま
す。

次に、歳入について申し上げます。

1 款国民健康保険税では、税率改定を行わ
ないこととしており、引き続き収納率の向上
に努め歳入の確保に取り組んでまいります。

2 款使用料及び手数料では、所要額を計上
しております。

3 款国庫支出金の災害臨時特例補助金は、
存目計上であります。

4 款県支出金の保険給付費等交付金では、
歳出の保険給付費に相当する普通交付金及び
保険者努力支援取組評価分などの特別交付金
を計上しております。

5 款財産収入では、基金の利子相当分を計
上しております。

6 款繰入金では、一般会計及び国民健康保
険基金からの繰入金を計上しております。

7 款繰越金は、存目計上であります。

8 款諸収入では、延滞金、交通事故に伴う
第三者納付金、高額療養費貸付金及び出産育
児一時金貸付金の償還金などを計上しており
ます。

以上が、令和 3 年度河北町国民健康保険特
別会計予算の概要であります。

次に、議第13号令和 3 年度河北町西里財産
区特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額78万1,000円と
なり、前年度より 1 万2,000円、率にします
と1.5%の減額となりました。

歳出につきましては、一般管理費では管理
会の役員報酬や予算書の印刷に係る費用など

を、財産管理費では山検分や下刈り作業に対
する謝礼、西里財産区に関する歴史が刻まれ
た石碑への案内看板の設置に係る費用を計上
しております。

歳入につきましては、令和 2 年度に引き続
き、地区内からの協力金を徴収せず、西里財
産区管理運営基金からの繰入金を計上してい
ります。

以上が、令和 3 年度河北町西里財産区特別
会計予算の概要であります。

次に、議第14号令和 3 年度河北町農業集落
排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額2,636万1,000円
となり、前年度より184万4,000円、率にしま
すと6.5%の減額となりました。

本町の農業集落排水事業は、令和 3 年 1 月
現在、舞台、吉野、荒小屋の 3 地区の住宅な
ど120戸のうち111戸が接続しており、水洗化
率は92.5%となっております。なお、事業所、
公民館など 5 か所を含めると接続件数は116
件となっております。

それでは、その概要について歳出から申し
上げます。

1 款事業費では、処理施設の維持管理委託
料、公営企業会計移行に伴う支援業務委託料
並びに水道事業会計の人件費分担金などを計
上しております。

2 款公債費では、借り入れた長期借入債の
償還金と利子を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1 款使用料及び手数料では、施設使用料と
督促手数料を計上しております。

2 款繰入金では、一般会計からの繰入金を
計上しております。

3 款繰越金は、存目計上であります。

以上が、令和 3 年度河北町農業集落排水事
業特別会計予算の概要であります。

次に、議第15号令和 3 年度河北町公共下水

道事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額 9 億 3,966 万 3,000 円となり、前年度より 2,667 万 5,000 円、率にしますと 2.8% の減額となりました。

本町の下水道事業は、供用開始から 33 年目に入り、令和元年度末における処理区域面積が 590.5 ヘクタール、処理区域内戸数が 4,760 戸、人口比の普及率が 82.3%、戸数比の水洗化率が 84.5% となっております。

また、本年 1 月末での接続戸数の状況を申し上げますと、住宅などが 4,091 戸、事業所、公共施設などが 449 か所、合計 4,540 件となっております。

令和 3 年度は、主に溝延、岩木、高嶋地区への管渠建設と下水道施設の維持管理や長寿命化に向けた基本計画策定、さらに公営企業会計移行業務に重点を置き、予算編成を行ったところであります。

それでは、その概要について申し上げます。歳出から申し上げます。

1 款公共下水道事業費の総務管理費では、下水道普及促進のための事務費、下水道使用料などの徴収業務委託経費並びに下水道関係各種団体の負担金などのほか、公営企業会計への移行業務の経費を計上しております。

下水道維持費では、下水道施設を適正に機能させるためのマンホールポンプの維持経費や流域下水道維持管理負担金及び排水設備等設置改造資金利子補給金の経費を計上しております。

管渠建設費では、管渠整備としての補助事業として 2 億 1,600 万円、同じく単独事業として 1 億円をそれぞれ計上し、面整備の拡大に努めるものであります。主な工事箇所としましては溝延、岩木、高嶋地内などを予定しております。また、下水道施設であるマンホールポンプについて、長寿命化に向けた基本計画を策定します。

2 款流域下水道費では、最上川流域下水道村山処理区の公共事業建設負担金などを計上しております。

3 款公債費では、長期借入債の償還金と利子を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1 款分担金及び負担金では、令和元年度、令和 2 年度賦課分及び 3 年度賦課予定分を計上しております。

2 款使用料及び手数料では、下水道接続件数や前々年度の公共下水道事業決算、前年度の決算見込み及び今後の水道使用量需要の動向により計上しております。

3 款国庫支出金では、補助対象事業費 2 億 1,600 万円に対する額を計上しております。

4 款繰入金では、一般会計からの繰入金を計上しております。

7 款町債は、公共下水道、流域下水道事業及び公営企業会計適用事業に充当するものであります。

以上が、令和 3 年度河北町公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

次に、議第 16 号令和 3 年度河北町介護保険特別会計予算について申し上げます。

介護保険事業については、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画に基づき実施されます。この第 8 期介護保険事業計画の策定に当たりましては、高齢者の介護問題を社会全体で支え合う仕組みづくりとして、第 7 期介護保険事業計画から継承した「みんなにやさしい、ふれあい長寿の町」を基本理念とし、誰もがいつでもどこでも必要とするサービスを利用できる地域社会づくりを目指して、町民の皆様のご意見をいただきながら各種施策と目標を掲げたところであります。

介護サービス基盤の整備につきましては、第 7 期介護保険事業計画から引き続き、医療、

介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に支援される「地域包括ケアシステム」を本町の实情に応じて構築・強化することを目的としているところであります。

一方、要介護認定者数を見てみますと、令和2年9月末では1,186名となっており、その後、高齢者数がほぼ横ばいと見込まれているため、認定者の増加人数は多くはないものの要介護認定率は若干の増加傾向にあります。

このような状況の中で、健康づくり推進事業等と連携しながら、介護予防や給付費の適正化に力を入れてまいりたいと考えております。

令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画では、町独自の特別給付事業や小規模多機能型居宅介護事業所の定員数の増などを掲げておりますが、これに伴って介護保険料の基準額をこれまでの5,670円から9%引き上げ、6,180円とすることで財政基盤を強化してまいります。

今後も、利用者のニーズを把握し介護保険事業計画に基づくサービス基盤の充実を図るなど、計画の基本理念であります「みんなにやさしい、ふれあい長寿の町」を目指し、施策を展開してまいります。

あわせて、健康づくり推進事業との連携による介護予防や認知症高齢者への支援に力を入れてまいりたいと考えております。

予算規模は、歳入歳出総額24億9,236万9,000円となり、前年度より1,319万4,000円、率にしますと0.5%の増額となりました。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、介護保険事務電算処理業務委託料、システム修正委託料、寒河江市西村山郡介護認定審査会負担金、主治医意見書作成料、認定調査委託料等の事務的経費を計

上しております。

2款保険給付費では、第8期介護保険事業計画並びに令和2年度の決算見込みに基づき、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護・予防サービス費、高額医療合算介護・予防サービス費、特別給付費、特定入所者介護・予防サービス費の所要額を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

4款基金積立金では、介護給付費準備基金積立額及び利子相当額を計上しております。

5款地域支援事業費では、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした新しい総合事業を主体とする介護予防事業や包括的支援事業及び任意事業を行う事業費を計上しております。

6款公債費は、一時借入金の利子を存目計上しております。

7款諸支出金では、第1号被保険者の保険料還付金等を計上しております。

8款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款保険料では、第1号被保険者の保険料相当額を計上しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料を存目計上しております。

3款国庫支出金では、国庫負担金として保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、国庫補助金としては調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

4款支払基金交付金では、社会保険診療報酬支払基金から交付される保険給付費等に伴う介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を計上しております。

5 款県支出金では、県負担金として保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、県補助金としては地域支援事業交付金を計上しております。また、県で設置しております財政安定化基金からの交付金及び貸付金を存目計上しております。

6 款財産収入では、介護給付費準備基金の利子相当額を計上しております。

7 款繰入金では、介護給付費や地域支援事業費、低所得者の介護保険料の一部を公費負担することなどに伴う一般会計からの繰入金を計上しております。

8 款諸収入は、第 1 号被保険者延滞金、加算金及び過料を存目計上しております。

9 款繰越金は、存目計上であります。

以上が、令和 3 年度河北町介護保険特別会計予算の概要であります。

次に、議第 17 号令和 3 年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療保険については、今後さらに高齢者の人口が増加することに伴い、保険給付費の増加が予測されますが、令和 3 年度においても山形県後期高齢者医療広域連合と連携を取り、引き続き医療費の適正化と健康維持に努めてまいります。

予算規模は歳入歳出総額 2 億 4,667 万 1,000 円となり、前年度より 319 万 4,000 円、率にしますと 1.3% の増額となりました。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1 款総務費では、電算処理などの事務的経費及び保険料徴収に伴う事務的経費を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者の保険料と低所得者に対する保険料の軽減措置分を計上しております。

3 款諸支出金では、被保険者の異動に伴う保険料還付金及び還付加算金を計上しており

ます。

4 款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料では、被保険者の保険料収納見込額を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、存目計上であります。

3 款繰入金では、一般会計からの繰入金を計上しております。

4 款繰越金は、存目計上であります。

5 款諸収入では、延滞金及び保険料還付金などを計上しております。

以上が、令和 3 年度河北町後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議第 18 号令和 3 年度河北町水道事業会計予算について申し上げます。

令和 3 年度予算は、現在及び将来的に町民の皆様の豊かな生活を支えるのに欠かせない良質な水の安定供給のため、効率的な水道事業経営を目標として編成したものであります。

予算の概要について申し上げます。

第 2 条業務の予定量は、給水戸数 6,260 戸、年間総給水量を約 235 万立方メートル、1 日平均給水量を 6,453 立方メートルと見込んでおります。

この給水量は、前々年度の水道事業決算、前々年度の決算見込み、前年度の決算見込み及び今後の水需要の動向を鑑み、定めたものであります。

第 3 条に定める収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の第 1 項営業収益の主なものは、料金収入であり、そのほかに農業集落排水事業及び公共下水道事業の人件費負担金などであり

ます。第 2 項営業外収益は、長期前受金戻入益などで、水道事業収益の予定額は 5 億 717 万

9,000円を計上しております。

次に、支出の第1項営業費用は、施設の維持管理費、受水費、人件費、受託工事費、固定資産減価償却費などが主なものであります。

第2項営業外費用は、企業債利息などであり、水道事業費用の予定額は5億149万2,000円を計上しております。

第4条に定める資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、第1項工事負担金で、資本的収入2,598万2,000円を計上しております。

次に、支出の第1項建設改良費は、配水管布設替や新庁舎建設に伴う中央監視装置更新工事などで、第2項企業債償還金及び第3項予備費を含めまして、資本的支出1億4,921万円を計上しております。なお、資本的支出額に対し不足する額1億2,322万8,000円は、損益勘定留保資金などで補填する予定であります。

また、第5条及び第6条では、予定支出における流用に関する事項を定め、第7条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

以上が、令和3年度河北町水道事業会計予算の概要であります。

次に、議第19号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、防災・危機管理体制の強化及び政策推進体制の強化を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第20号河北町ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、本年度策定いたしました第8次河北町総合計画を推進するに当たり、条例に新たな事業を追加し、寄附金を財源として事業を進めていくため改正するものでありま

す。

次に、議第21号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、特命に関する業務を統括する職員を配置し、組織を横断的に対応すべき事務事業の推進体制を強化するため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第22号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料の改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第23号河北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号河北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議第25号河北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について一括して申し上げます。

これらの条例は、指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

その内容は、主に感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用推進、利用者への説明・同意等に係る見

直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等について改正するものであります。

次に、議第26号河北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に対する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

その内容は、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を引き続き管理者とすることができる経過措置のほか、主に感染症対策の強化、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等について改正するものであります。

次に、議第27号河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合等の特例について条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第28号河北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、消防団員の適正な定員管理を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第29号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事は、空調設備の熱交換方法の見直しによりエネルギー棟地階の井水槽を機械室

に変更したことに伴い、設計を一部変更して施工するものであります。

その結果、契約金額を154万1,100円に増額し、2億3,337万8,220円に変更するものであります。

次に、議第30号河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事は、空調設備の熱交換方法の見直しによりエネルギー棟地階の井水槽を機械室に変更したことに伴い、設計を一部変更して施工するものであります。

その結果、契約金額を91万6,300円増額し、3億9,647万2,900円に変更するものであります。

次に、議第31号河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事は、空調及び融雪設備に利用する井戸水に高濃度のメタンガスの含有が確認されたことから、熱源機器設備について設計を一部変更して施工するものであります。

また、年度内に工事を完了する予定でありましたが、設計の見直しについて補助金交付団体との協議が整ったことから、契約金額を1万1,000円減額し、2億843万9,000円に変更し、工期を令和3年9月17日まで延長するものであります。

次に、議第32号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更について申し上げます。

この工事は、空調及び融雪設備に利用する井戸水に高濃度のメタンガスの含有が確認され設計変更の検討などに期間を要したことから、年度内に工事を完了する予定でありましたが、工期を令和3年5月31日まで延長するものであります。

次に、議第33号河北町道路線の認定及び廃

止について申し上げます。

県営更生堰地区土地改良事業に伴う行政界の変更により、町道サビ線の認定及び廃止をする必要があるため提案するものであります。

次に、議第34号天童市道路線の廃止の承諾について申し上げます。

県営更生堰地区土地改良事業に伴う行政界の変更により、本町行政区域内にある天童市道蔵増窪野目西廻り線について、天童市道路線の廃止を承諾する必要があるため提案するものであります。

次に、議第35号河北町教育委員会教育長の任命について申し上げます。

河北町教育委員会教育長板坂憲助氏は、令和3年3月31日に任期満了となりますので、引き続き同人を河北町教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会に提案しております32議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、施政方針表明及び提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第7、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 最初に、議第4号令和2年度河北町一般会計第14回補正予算の専決処分についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求め

ます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第4号令和2年度河北町一般会計第14回補正予算の専決処分については原案のとおり承認しました。

○漆山光春議長 次に、議事の都合上、令和2年度河北町一般会計第15回補正予算に関する議案について先議します。

○漆山光春議長 最初に、議第29号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 それでは、議第29号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、平成31年3月25日に東北電化・加藤電気特定建設工事共同企業体代表、東北電化工業株式会社寒河江営業所所長佐藤政明と、工期を令和3年1月31日まで、契約金額を2億3,209万2,000円として契約を締結し施工したところでありますが、その後、建築主体工事において施工障害が発生したことから、その設計を一部変更、増額し、工期につきましても令和3年9月30日まで延長し、令和元年11月19日に第1回変更の議決をいただいたところであります。

さらに、その後、建築主体工事の設計が一部変更になったことや、太陽光発電の容量を

見直し、インナーテラスの活用等により設計の一部を変更、減額し、令和2年3月3日に第2回の変更の議決をいただいたところであります。

今般、空調設備の熱交換方式の見直しにより、エネルギー棟地階の井水槽を機械室に変更したことに伴い、電灯設備を設置するなど設計を一部変更して実施することから、契約金額を154万1,100円増額し、2億3,337万8,220円として施工いたしたく、請負契約を一部変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。
(4番の通告あり)
「4番木村章一議員」

○4番(木村章一議員) 提案理由の説明では、空調設備の熱交換方法の見直しをしたということがありますがけれども、井水方式にすると途中で1回変えたけれども、元の設計に戻してという流れは変わっていないのかどうか。何か大きな考え方の変更などがあったかどうか、1回、もともとやろうとしていて、メタンガスが含まれていて元の考え方に戻したという流れがそのままでいいのか、よくなぜ変更になったか分からないところがあるので、空調方式の変更の経過について説明を求めます。

○漆山光春議長 「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 現設計では、エネルギー棟の地階につきましては、井水槽という水槽にする予定でありましたけれども、メタンガスが発生したということから、その除去方法を考えたということからあります。空調設備の熱交換方式を変えたということによりまして井水槽が不要になったということから、井水槽を設置する場所については機械

室という設計に改めたということになりますので、その関連で電灯設備等を設置するに至ったという変更でございます。

○漆山光春議長 「4番木村章一議員」

○4番(木村章一議員) そうすると、所管の委員会などで説明をいただいておりますけれども、その流れでいいのだと、説明いただいた中からさらに変更になったということではないという受け取りでいいのかどうか、確認します。

○漆山光春議長 「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 施工の経過といたしまして、さらに変えたということではなくて、現設計から今般の設計をしたということでもあります。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○4番(木村章一議員) 分かりました。

○漆山光春議長 以上で、4番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第29号河北町役場新庁舎電気設備工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第30号河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 それでは、

議第30号河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、平成31年3月25日に弘栄設備・木嶋住設特定建設工事共同企業体代表、弘栄設備工業株式会社代表取締役船橋吾一と、工期を令和3年1月31日まで、契約金額を3億8,664万円として契約を締結し施工したところではありますが、その後、建築主体工事において施工障害が発生したことから、その設計を一部変更、増額し、工期につきましても令和3年9月30日まで延長し、令和元年11月19日に第1回変更の議決をいただいたところでもあります。

さらに、その後、建設主体工事の設計が一部変更になったことや、インナースペースの活用により空調設備、照明設備等を増工するなど一部を変更し、増額し、令和2年3月3日に第2回変更の議決をいただいたところでもあります。

今般、空調設備の熱交換方式の見直しにより、エネルギー棟地階の井水槽を機械室に変更したことに伴い、換気設備を設置する設計等の一部を変更して実施することから、契約金額につきましては91万6,300円増額し、3億9,647万2,900円として施工いたしたく、請負契約の一部変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第30号河北町役場新庁舎機械設備工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第5号令和2年度河北町一般会計第15回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(2番、4番、7番の通告あり)

確認します。2番、4番、7番。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

本日午後、12番佐藤修二議員は都合により欠席となります。

質疑を続けます。

「2番東海林信弘議員」

○2番(東海林信弘議員) 私からは1点質疑させていただきます。

ページ46、47、4款1項3目環境衛生費であります。町長の説明では、山交バスの利用者が減少したことに伴い、河北町中央バス路線維持費補助金を増額するということがありましたけれども、この補助金については、令和2年度の予算で440万円ほど当初予算で補助金をつけていたにもかかわらず、この3月定例会の補正予算で416万7,000円の補助ということがあります。その算定根拠をお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「秋場環境防災課長」

○秋場弘昭環境防災課長 ページ46、47ページ、4款1項3目河北町地方バス路線維持費補助金として416万7,000円を増額補正しているところでございます。これにつきましては、いわゆる地方バス路線、山交バスの運営に關す

る補助でありまして、1つは河北病院・公立病院線と令和元年10月からダイヤ改正を行ったことに伴い「谷地・山形間」が「谷地・寒河江間」となりました。

この令和元年10月からのダイヤ改正に基づいて料金も安くなりましたが、ダイヤ改正に基づき、実績がない中で予算編成となったところでありました。令和元年の10月から令和2年の9月までの実績に基づいて、その実績による精算といたしますか、補助金を今回増額補正したところであります。

利用者減少の要因として考えられるのは、令和元年の冬の暖冬で自転車による通勤・通学が可能だったこと、そしてまた新型コロナウイルスの状況であります。特に3月から4月、5月等は特に利用者が少なかったと。実際の数字までは押さえておりませんが、利用者想定よりも半減しているような状況があったということから、増額補正が必要になったところがございます。

○漆山光春議長 「東海林信弘議員」

○2番（東海林信弘議員） 根拠という根拠ということで、暖冬でバスを使わない人が多くて自転車で利用した方もいた。あとはコロナ禍で通学・通勤等制限されて外出自粛という形になってしまったということは挙げられますけれども、町としても、一応、山交バスを利用促進するために高校生への通学定期の補助120万円ほど令和2年度でやっけていまして、3年度の予算を見ますと90万円ほど上げて計上されています。そういった形で町としても山交バスには利用促進剤ということで頑張っているのに、山交が赤字補填だということですが補正417万円という形で補正してしまうというのはいかがなものかなという感じがします。

その417万円に対して、寒河江・谷地間だけなのか、それとも谷地から稲下経由の村山

までなのか、そういった形での分配とか、または補正をやらなきゃいけないという何か約束事、こうなったときには、町から、寒河江市からこういったことでやらなきゃいけないとか、どういう協議をなされているのかお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「秋場環境防災課長」

○秋場弘昭環境防災課長 補助金の算定ということでは、村山線、いわゆる河北病院・村山公立病院線と谷地・寒河江間の2本についての状況によって利用者減があって、その補填をするという意味で、構成しているダイヤの、村山線であれば河北町、東根市、村山市、谷地・寒河江線であれば河北町と寒河江市それぞれで距離案分によって負担をしているというところがございます。

補填をする、補助をするという理由としては、維持するためには必要だということで、各構成市町で維持するために補助金ということで交付して地方バス路線を維持しているということでもあります。

○漆山光春議長 「東海林信弘議員」

○2番（東海林信弘議員） それは公共的なものですから、地方バスを維持するというのは本当に大変重要なことだと思います。それに代わるものといったら、町で施策として考えて町営の路線バスですかそういったものを走らせなきゃいけないということでは重々承知しています。

ただ、民間企業の、山交さんですけども、これが赤字になったからと毎回毎回、毎年毎年赤字になって、毎年毎年要求された金額を補填するのか、そういった協議をなされているのか、その辺をはっきり教えていただきたいということ。

山交バスがもし赤字経営で事業がもうできないとなれば、やっぱり真剣に町、行政で考えなきゃいけないということにもなるので、

そういった情報が本当に入っているのか、どういった協議をしているのか、その辺が何か全然分からないんですが、ただ単純に当初予算の倍以上の今回補正ですよね。河北町の路線バスの事業というのは、大体1,900万円ぐらいの事業ですので、それに対し4分の1ぐらいです。もう半分近くまで山交さんに補填しているような感じで、それはどういうことを考えているのか、町として、どういう思いで補填をしているのか、その協議の中でどういったことを言っているのか、それも分からないので、その辺分かるんだったら、町長でも副町長でも課長でもいいですから教えてください。

あとは山交さんに出すお金の何か策はないのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時07分

再 開 午後1時10分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

3回目の質疑ですので、明確な答弁を求めます。

「秋場環境防災課長」

○秋場弘昭環境防災課長 地方バス路線への補助、いわゆる山交バスへの補助につきましては、山交が運営する谷地・寒河江線と河北病院・村山公立病院線の2路線があるわけですが、バスの収入、まず全体の費用として事業費の半分は国からの補助があるわけですが、残り半分については利用者の収入があるわけです。その利用者の収入が少なかったために、その少ない分を路線を構成する市町で負担をするという取決めになっているところでございます。

少なかった理由としては、暖冬の影響もありました。コロナ禍において利用者が少なかったということもあります。ということで、また寒河江・谷地線については令和元年10月

から新たなダイヤ改正がありましたので、このたび初めて実績として出たところであります。

ですから、当初予算についても比較ということができなかったところもありますので、金額的には400万円を超える補正になったというところがございます。

春先、先ほどの高校生の通学支援ということでも令和2年度新しく創設をした中で、高校生等への通学支援ということで山交バスを利用し維持をするためのことも含めて補助制度を創設したところでありますが、当初40人ほどの定期券購入予定をしていたところですが、実際に1年定期を購入した人が4人でありました。その後、1か月定期等々もありましたけれども、そういったことで利用者が少なかったということは状況的にあったところがございます。

山交との取決めの中でも、路線に対して赤字補填という考えで構成市町が補填をすることになっており、維持できなければ山交バスとしては撤退せざるを得ない状況になることもありますので、町民の、構成市町の足の確保ということでは、地方バス路線、山交バスの維持に向けて補助金を交付しながら維持に努めていきたいという考えで交付をしているところがございます。

○漆山光春議長 東海林信弘議員、どうでしょうか。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長 地方バス路線の補助につきましては、ルールといたしましては路線ごとに収支を計算するということから、まずはバス路線の経費について算定した後に、その路線に関わる収入があるわけですので、その差額分を基本的には補填するというルールになっております。それは公立病院・河北病院線でも谷地・寒河江線でも同じ

ルールということになっております。

その中で、公立病院・河北病院線については恒常的に乗る方が少ないということを考えております。

また、谷地・寒河江線につきましては、昨年の10月から路線を変えたということから、料金も安くなったということもありまして利用者が増えるんじゃないかと、高校生の利用者が増えるんじゃないかということで収入見込みを立てていたところでもあります。

それに加えまして、高校生の通学支援ということで河北町のほうでも通学支援に補助金を出すということから、またこれでも利用者が増えるんじゃないかということを想定していたわけですけれども、今回のコロナの中で利用者が少なかったということもありまして、経費は当然変わらないわけですけれども、収入が少なかったということがございまして赤字幅が広がったということから、今回、増額の補正ということになったところでもあります。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 私からも補足させていただきます。

地方バスの今回質問のあった路線維持補助金は、今、総務課長のほうからありましたように、一定の収支の中でカバーする、そういった取決めの中でのフレームになっていますので、もうここは実績に応じて、実際料金収入が入らなかった分を補填しているという仕組みの中で、今回、増額をお願いせざるを得ないというのがまず1点ございます。

そういう中で、去年、ここも今総務課長が触れましたけれども、高校通学入学者に通学支援することによって、料金も今回安くなるということも含めて、そこに支援を入れることによって少しでも高校生の需要が増えればというもくろみもあって、当然、そこで高校生の需要が増えればこちらの料金収入が増え

ますから、いってこい関係になるということで今年からさせていただいたわけで、結果的に支援を受けた方は、先ほど秋場課長からあったように、実績としてはあったわけですけれども、当初目的の利用者は見込めなかったと。

さらに加えて、コロナ、暖冬、そういった関係で実績として落ちた。

そういったことから、あと寒河江・山形間が寒河江・谷地間で終わるということで、その利用というものが料金との関係でどういう利用状況になるかなというその辺のもくろみが初年度で難しかったということもあって、今回、暖冬、コロナ、あるいは路線初めて今回変わる、料金も変わるという中で初年度の見込みだということから、結果的に、いろいろこの補助金のルールとしては、山交のほうに補助金を増額した形で支援せざるを得ない状況になったということでもあります。

東海林議員から、以前、起点、寒河江・谷地線について路線のちょっと見直しはできないのかというようなご指摘もあり、できるだけ我々としては、利用していただける路線、経路になることによって利用者が増えればこういった補助金も少なくても済むわけですから、あと多くの人に利用していただけるわけですから、路線の変更ということで交通事業者、あと直接関連するのが寒河江市と、関係自治体になりますので、これは事務的に協議を進めてきた経過がありますけれども、ルートなり延びることについての負担等々で、現時点では、協議は整っていないという状況であります。

引き続き、そこら辺の問題については、いかにすれば寒河江・谷地線、あと鉄道との接続ということも含めて、利用できる環境、料金は下がったわけですけれども、もっともっとダイヤ面でとか、そういったものというの

は多くの課題があるなと思っております。今、協議状況としてはそういった状況であります。

当然、路線変更ということが考えられるかということについては、寒河江、あと山交、事業者とも協議は事務的に今進めているし、まだ整ってはいないけれども、今の協議状況を踏まえて今後につなげていければなと思っております。

以上です。

○漆山光春議長 「2番東海林信弘議員」

○2番（東海林信弘議員） ありがとうございます。

1件だけ言わせていただきます、最後に。答弁は要りません。

酒田市のほうでも、庄交バスですか、あそこも公共交通機関が廃止になって、いろいろ自治体でバスを運営しているという話もあります。

ただ、山交さんの場合は、今回、そういった協議の中で補填しなきゃいけないことになっているというのは分かりますけれども、山交さんの努力目標といったことも協議の中で十分に腹を割って話していただかないと、ずるずるずるずる毎回400万円、今後は500万円、今度は800万円等々、補填するお金、補助するお金のだんだん額面が大きくなって、何のために維持してそんなにお金を出して継続していくのかなという意味が分からなくなるので、山交のバスを河北のバスに変えるほど、何かそんな勢いのほうがよさそうな気がするんですけども、一般質問になると悪いのでそれ以上やりませんが、だから協議の中でも慎重に協議していただければと思います。

終わります。ありがとうございます。

○漆山光春議長 以上で、2番東海林信弘議員の質疑を終わります。

次に、「4番木村章一議員」

○4番（木村章一議員） 第15回一般会計補正の歳出60ページ、8款2項3目で道路新設改良費で、工事費、土地購入費補助金など、工事費には1,800万円余りありますけれども、年度末ですが、どこのどんな工事なのか、年度末で間に合うのかどうか、お聞きしたい。

それから、66ページ、9款1項4目水防費、設備備品は排水ポンプ費などだという説明ですが、この排水ポンプはどこに配置して、どの事態を想定しての配置か、十分間に合う排水能力を想定しているのかどうか、この辺について説明を求めたいと思います。

76ページと78ページに関連してですが、農林施設災害復旧費、農地等災害復旧費、林業施設の災害復旧費などで半分以上とか減額などもありますけれども、あと土木施設費のほうもそうです。半分以上の減額などありますが、どういった経過でこんなふうになっているのか、説明を求めます。

あと歳入のほうですが、16ページ、14款1項6目の定住促進住宅の家賃収入が165万5,000円ほど減額になっているようですが、何戸分ぐらいでどんないきさつなのかなということをお聞きしておきたい。

それから、20ページの15款2項3目衛生費国庫補助金です。730万円余りですが、災害等廃棄物処理はどんな内容なのか、今からの支出で間に合うのかどうか、お聞きしておきたい。

20ページ、15款2項4目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,000万円余りですが、内容を説明願いたい。

あと最後です。22ページ、16款2項9目工事災害復旧補助金、民有林林道災害復旧補助金などがありますが、どんなふうにご利用されるのかという内容について説明を求めます。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長兼新庁舎建

設課主幹」

○須藤俊一都市整備課長兼新庁舎建設課主幹 最初に、歳出のページ61ページのほうからお話しさせていただきます。

8款2項3目道路新設改良費でございます。今回、補助のほうで測量調査委託料の減額、あるいは土木工事費、土地購入費、保証金などについて増額ということになっております。

具体的に申し上げますと、今回、第3次補正が国のほうからございまして、その配分で具体的な路線的には、来年、新年度見込みでありまして、谷地溝延線に関わる舗装修繕工事が前倒しで今回こちらの補正のほうに変わったということで、事業規模で2,000万円ほどです。それに関わる工事費ということの部分と合わせて、これまで社会資本整備事業のほうで進めてまいりました道路事業、白山堂両所線、あるいはひなの湯前の下野真木線とか、その辺の事業精査を含めた中で、今回、この事業の規模のほうで増額補正ということになります。

そうしたところで、谷地溝延線に関しては、ちょうど一番、今見ても分かるんですけども、ちょっと路面がひどいところがあります、溝延地内側のほうで。その部分、約250メートルほどの規模が今回予算配分としてなってきたと。さらには、当初予算のほうでも同じ路線のほうで要望をベースにした予算ということで、引き続き予算審議をしていただきたいという内容でございます。

続きまして、歳入のほうでお話しさせていただきます。

ページ16ページ、14款の1項6目の定住促進住宅に関してでございます。これに関しては、今、サン・コーポラス河北、3つの棟がございまして、全体の管理戸数120戸ということになっていますが、今現在、入居されている入居率78%という状況になっております。

空室のあった部分を改修して、迎えて応募していますけれども、なかなか入ってきていないという部分、あるいは今回災害を受けて一時的に災害救助法に基づかない仮設住宅ということで入居したという部分もありまして、なかなか想定したよりかは入居の率が上がっていない、収入が上がっていないという部分で精査させていただいた部分がございます。そうした兼ね合いから、今回減額165万5,000円というものになっております。

あとあわせて、ページ21ページでございます。こちらのほうの今回、社会資本総合交付金で1,010万円の増ということで、これは国庫支出金ということで、先ほど申し上げました3次補正分の内示をいただきましたので、それに伴う歳入の見込額ということで、ここに計上させていただいたところでございます。

以上です。

○漆山光春議長 「秋場環境防災課長」

○秋場弘昭環境防災課長 歳出でページ66ページ、67ページ、水防費の設備備品としての質問であります。設備備品として排水ポンプと発電機を購入するものであります。

これまで水害等により排水作業が必要になっておりました。これまでは河北町の建設クラブに委託をして建設クラブで持っている排水ポンプ、もしくは発電機についてはレンタルをしながら、早くても半日はかかるというような中で対応してきたところでございますが、水害により早く対応するために、町でそれを購入しそれで排水作業を行うということで、今回、施設の備品として購入するものであります。令和2年度までの起債事業があるということで、今回の補正予算に計上したところでございました。

配置としては、建設クラブのほうに委託といたしますか、町で購入して河北建設クラブのほうに配置をして、必要なときにそこから必

要な場所に排水ポンプ、発電機を配置して排水作業を行いたいということでございます。

能力的には、1つの水中ポンプ6インチを想定しております。毎分2トンの吐き出し、排出量となっているところでございます。

発電機は、2台を想定しております。今回、345万円の発電機を2台、それと39万4,000円の水中ポンプを4基。そのほかに必要となるホースなどもあります。発電機2台と水中ポンプ4基でございます。

歳入について、ページ20ページ、21ページであります。国庫支出金の中の衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金ということで738万9,000円の増額補正をしているところでございます。これは7月豪雨によって出た災害廃棄物の処理に係る費用として、補助金として交付になるものであります。補助金の内示を受けて増額補正をしたところでございます。

想定より多かったこともありますし、また補助の対象外になるであろう想定もありましたが、理由としては、想定より多い廃棄物があったこと、あるいは補助対象外を想定していたこともあり、歳入として補助金は少なく想定していたところであります。内示額によって今回増額をするものであります。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長
農林課のほうの76ページ、77ページに関わる林業施設災害復旧費に関してでありますけれども、令和2年度に7月豪雨がありまして、林業につきましては8月の臨時議会のほうで4,699万9,000円ということで測量費を補正させていただきました。9月の臨時議会のほうでも土木費につきましては2億3,286万6,000円ということで補正をさせていただきましたけれども、これまで令和2年7月の豪雨で林道災害地点44か所ということで、これまで経験

したことの無い災害があったということで、その補正に当たりましては現地を踏査した上で補正をさせていただいたところでありませけれども、あまりにも災害がこれまで経験したことがなかったところで、補正をさせていただきましたけれども、結果的には見込みがちよっと過大というか大きくなったということで、今回、減額の補正をさせていただいたところがこのような補正になっているところでございます。

これまで河北町では災害がそんなになかったというようなことで我々も経験がなかったものですから、結果的には大きなそれぞれの補正をさせていただいたということで、結果的には国の災害査定を受けた結果を踏まえて今回の補正に至っているという状況でご理解をいただきたいと思っております。

これを受けまして、歳入で18ページ、19ページで、国の国庫負担金の災害復旧事業費のほうで減額をしまして、22ページ、23ページの県の農林水産業費補助金、16款2項9目の災害復旧事業費補助金で、県のほうで増額をさせていただいていると。国から県に振替をさせていただいて、それぞれの歳出の結論を見込んで、このようなことで補正をさせていただいたところでございます。国から県のほうに振替をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○4番(木村章一議員) 大体分かりました。

それで、水防費についてなんですけれども、排水ポンプは、そうするとこれまで借りていたものを町でも持つと。それで、これでどんな事態を想定するかと、あればいいというわけじゃなくて、どこの部分はこれで間に合う、そうでないところは別な体制を取るとかとい

うことをちゃんと、まず令和2年7月の事態を想定してそれに対応、その一部分を町でも排水ポンプで被害を免れるということだと思っておりますが、これでもう十分間に合う体制だという想定なのか、またはこれに建設クラブから借りるのも加えて、それで何とかなるということなのか、まだまだ不十分だという想定なのか、そのことをお聞きしておきたいと思っております。

農林関係の災害復旧費関連では、この結果、災害復旧は十分に果たされるということなのかどうか。令和3年度に引き続きやらなきゃいけない仕事が残るとかそういうことなのか、そのことについて聞いておきたいと思っております。

定住促進住宅費については、78%の利用状況と。5階部分とかがなかなか利用しづらい、4階、5階、高齢の方々に利用していただきにくいということがありますが、逆に若い人たちには比較的安く利用していただけるなどということもありますし、空いていてすぐに使えるといった住宅があるということは、非常に町にとっていいところでもありますから、積極的にうまく使う対策はぜひ一緒に考えていきたいことだと思っておりますが、何か考えている、こんなふうにしようという名案なんかを持っているのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

災害等の廃棄物処理については、既に終わったことでの財源補填ができたということですのでよろしいのかどうか、確認しておきます。

以上、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長

災害に関連します11款1項1目農業災害復旧費ということでもありますけれども、これにつきましてはこちらも減額させていただいている部分がございますけれども、これにつきましては災害査定を受けたところのもので、今

回、歳入歳出も含めて調整をさせていただいた、減額補正なり増額補正なりをさせていただいているという状況でございます、これから令和3年3月31日までの工期となっていることから、年度末を迎えて、またそのところで調整をさせていただくという手続はございます。

あと補正の額についてもちょっと見直しをさせていただくということで、増額が必要なのかどうかと今検討しているところでございます。

林業につきましては、これも災害査定を受けてそれぞれ歳入も含めて見直しをさせていただいておりますけれども、現場につきましては工事発注をしておりますけれども、この間の冬の時期のところの状況は分かりませんので、その現場を確認する作業も出てくる必要があります。その部分を含めて今年度の手続もまた含めて、年度末に手続をさせていただくということで予定しているところでございます。

○漆山光春議長 「秋場環境防災課長」

○秋場弘昭環境防災課長 ページ66、67ページの施設備品の水中ポンプ、発電機等の購入に關してであります、想定しているものについては、これまで災害、水害がありました。台風や集中豪雨によって自然流下できないところがありましたので、そこを強制的にポンプアップをしながら排水作業を行うということでもあります。特に谷地工業団地内においてもこれまでも必要とされてきましたし、押切地区のところの下釜排水機場についても、これまでもレンタルをしながら行なってきたこともあります。いち早くそこに配置をしながら排水作業を行っていきたいということでもあります。

能力的に十分かどうかということに關しましては、国あるいは県の施設備品等もありま

す。あわせて、町としてもこれまで建設クラブをお願いしてきましたので、同様に、町の備品としては水中ポンプを備えてありますが、不足する分につきましては、併せてまた、これまでどおり、これまで以上にといいますか、レンタルも含めて対応していければと考えているところでございます。

○漆山光春議長 あと災害の確認。

○秋場弘昭環境防災課長 21ページの災害等廃棄物の事業費の補助金であります。補助金の内示によってということで財源補填ということで、実績ベースでの内示額による補填がなされるということでございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長兼新庁舎建設課主幹」

○須藤俊一都市整備課長兼新庁舎建設課主幹 サン・コーポラスの空き家に関するの定住促進といえますか入居の促進ということになりますけれども、やはり町の魅力というものを発信させていただきながら、これまで以上に政策主導で今進めている移住定住のいろいろな展開もありますので、その辺での情報提供なども含めて幅広く周知を図りながら、こういった町の施設のほうも入居いただけるように努力していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○4番（木村章一議員） 農林関係の施設、農地、林業施設等の、よく分からなかったんですけども、十分なのか、それともまだこれが全部終わったとしても普及し切れないところがあって、新年度に何かさらに復旧の事業が必要だという状況なのか、もう一度分かりやすく説明してください。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 11款1項1目、2目、3目に関わる事業費についてでありますけれども、農業施設に関しましては、災害査定に基づいたことで調整を

させていただいた結果が今回の歳出と歳入のものであります。

今後、災害査定を受けたものからまた変更する必要も、増額のことありますので、それを調整させていただいて、年度末にその調整を行わせていただくということで予定はしております。

あと林業施設、災害につきましては、これまでの災害査定を受けたところの事業費で今回、歳出歳入を見せていただいておりますけれども、これについては、今のところ、ある程度確保されている財源だと思っておりますけれども、これもちょっとまだ現場のほうも動いているところもあるかもしれませんので、調整をさせていただきたいと考えてございます。

○漆山光春議長 以上で、4番木村議員の質疑を終わります。

次に、「7番石垣光洋議員」

○7番（石垣光洋議員） それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

まず最初に、50ページ、51ページの農業振興費の中の6款1項3目農業振興費の中の農業経営支援費でありますけれども、6,500万円の減額とあります。強い農業・担い手づくり交付金で、総合支援補助金で8,000万円の減額、産地パワーアップで600万円の減額とあります。対象農家の事業申請が予定どおり進まなかったのか、あるいは町の申請の手助け、補助指導などはどう行われたのか、お伺いしたいと思います。

次に、52ページ、53ページの6款1項9目6次産業推進費で400万円の減額とあります。農商工連携産地づくり推進業務委託で330万円の減額ですけれども、委託先は予算額を消化できなかったのか、あるいはその理由は何なのか、教えていただきたいと思います。

次に、70ページ、71ページから75ページま

で、社会教育費、保健体育費でありますけれども、10款4項1目から10款5項4目、全項目での減額とありますけれども、コロナ禍での活動の低下のためか、あるいはコロナ禍でも事業の継続が文化の継続には必要と思うんですけれども、この活動の委託をしている団体とか、あと連携している団体とか、そのような方たちとの連携あるいは各団体の考えはどのようなものか、担当課はどのように見ているのか、お伺いしたいと思います。

次に、木村議員も質問しましたけれども、76ページ、77ページ、78ページ、79ページ、11款2項1目から11款2項1目、災害復旧工事の減額で、工事請負は町長報告にありますけれども、全て工期が令和3年3月31日となっております。この豪雪で着工自体が危ぶまれるんですけれども、完成についてはいつ頃と考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長

ページ50ページ、51ページに関わる農業振興費の6款1項3目農業振興費の農業経営支援費に関わる強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金8,031万円ほど減額させていただいておりますけれども、これにつきましては、特に令和2年7月豪雨に伴います事業費で、11月臨時議会のほうで3億2,731万円の補正をさせていただきましたけれども、被災者に充てるための農業機械など、施設災害に対する補助ということで見込ませていただいて補正させていただきましたけれども、その後、農家のほうの支援に当たりまして、実績としまして災害への報告もさせていただいておりますけれども、64人ほどの方から申請を受けたということで、今回、その精査をさせていただいて減額をさせていただきたいということでございます。

あと産地パワーアップ事業費補助金でありますけれども、645万6,000円ということで減額させていただくということでもあります。これにつきましては、こちらでも農家のほうの支援に当たりながら補助金の申請も目指しておりましたけれども、1件のブドウに関する施設の災害について次年度のほうに見送るということがありましたので、その分について減額をさせていただきたいということでございます。

あと11款に関わります11款1項1目、2目、ページが76、77ページにありますけれども、災害復旧につきましては、これまで特に溝延地区の工事ということで説明に当たらせていただいております、その手続について今進めているところであります。

今現在、工事につきましては令和3年の3月31日までの契約ということになっております。

今現在、降雪などもありまして現実に工事のほうに入っていないというところもございまして、そこについては農家のほうに2月18日の日に説明をさせていただいて、見込みを、こちらの考えていることを説明して、農家のほうの営農計画に役立てていただいているというところでございます。

工区によって見込みがそれぞれ違うわけでありまして、5月中旬頃に終わるものと、6月末までにかかる工事もあるというところで、農家のほうにそれぞれの対応について、今のところ、現在でそれぞれの農家の対応をお願いしながら、こちらのほうでも個別的な聞き取りをしながら対応させていただいているというところで、今現在、その取りまとめを行いながら、もう一度、農家のほうの個別支援ということで当たっていきたいと考えて、令和3年作については農家のほうから営農計画を立ててもらおうということ

で考えているところでございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長兼新庁舎建設課主幹」

○須藤俊一都市整備課長兼新庁舎建設課主幹 78、79ページに関わる災害復旧、こちらのほうの所管する土木公共関連の町道のほうの災害復旧もでございますので、私のほうからもご説明申し上げます。

今後の見通しのことでお話ししてもございました。今現在、やはり雪も降る中でなかなか3月末をめどに工事を完了するという部分に至らない、そういった現場も多々ございます。

今現在、国のほうに繰越しに関わる協議の手続を今進めているさなかでございまして、その辺の協議ができ次第、また改めてその辺、議会の手続について判断させていただくことになろうかと思っております。よろしくお願ひします。

○漆山光春議長 「牧野生涯学習課長」

○牧野隆博生涯学習課長 10款4項の社会教育費及び10款5項の保健体育費で今回、減額補正をお願いしているわけですがけれども、それぞれの科目で予定していた事業がほぼほぼ終了しましたので、それに合わせて事業費等を減額しているところであります。

議員もご存じのとおりですけれども、今年はコロナがありまして、特に体育関係の事業がほぼほぼ中止したところなんです。文化事業につきましても、なかなか年度前半のほう、ほとんど取り組めなくて、後半になって少しずつ取り組めてきたというような状況にあります。

各団体におかれましては、来年度こそという、また元に戻れるんじゃないかということで今いろいろな打合せをやって、来年度に向けて打合せして進めているというような状況であります。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長

説明が漏れたところがありましたので、追加して説明をさせていただきたいと思っております。

52ページ、53ページの6款1項9目6次産業費で今回428万8,000円ほど減額させていただいておりますけれども、この事業につきましては、農商工連携型産地づくり推進事業ということで、商工会のほうに業務委託をして事業を進めているということでございます。

イタリア野菜などを中心にしまして、海外の市場調査を行わせていただいてイタリア野菜の進出を図るということを目的にやらせていただいておりますけれども、今回、コロナウイルスなどがありまして海外のほうにはどうしても行けないと状況がありまして、それに伴います旅費なども含めて減額をさせていただいているところでございます。

令和2年度事業といたしましては、現地の法人のほうに委託をしました形で、デモンストラクションなど含めて販売のほうをお願いしているところでございます。

令和3年度に改めてまた事業計画を組み直しまして計画をさせていただきたいということで、令和2年度につきましても、コロナウイルスの関係上どうしても活動ができなかったということで、今回、このような減額になったということでございます。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○7番（石垣光洋議員） どうもありがとうございます。

ほとんどの事業がコロナ禍のために活動ができないということでございますけれども、それでは2回目の質問として、災害復旧のところでもう一度質問をしたいと思っております。

溝延の農地の復旧については、5月の半ば、あるいは6月の末というようなことでございました。早い人であれば早生の品種とかはで

きるんでしょうけれども、6月20日というときサクランボの最盛期であって、転作に振り向けるしかないのかなと思いますけれども、転作を行ったとしても転作補助金、稲作補助の収益はないのでそこら辺が、溝延でも先般、利用改善組合で総会がありまして、その中で転作できる人は何人かで振り分けて転作の協力を行うということの話は行いました。

それでも、やはり収益、所得の面では下がってくるということになると思います。溝延での説明ということがありましたけれども、その説明のときに、いろいろな個別の相談とかやられたということでしたけれども、ほとんどの人は所得が減るだろうと、その所得が減ることについての補填とかそういう考えはあるのか、お伺いしたいと思います。その1点だけでお願いしたいと思います。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長

ページ76ページ、77ページに関わる災害復旧の農業施設、農地等の災害の事業費に関わることでご質問でございますけれども、溝延地区の土砂撤去につきましては、これまで災害の契約後の説明を3回ほどさせていただいている状況でございます。

2月18日に、工事を請け負っている4つの会社がございますけれども、この方々からも参加していただきまして、工事の進捗状況を説明はさせていただいたということでございます。

この中では4つの工区に分けてございますので、その工区ごとの大きさは2つに分かれるということで、5月下旬のほうまでに大体終わるところと、6月末までにかかる事業の工区ということで2つの部分があるということで、それぞれに合わせたことで営農計画を立てていただきたいということで、まずは説明をさせていただいたところであります。

2月18日にも欠席をされた方もございましたので、改めて3月1日にまた説明をさせていただいたというところで、個別的な対応をお願いしているところでございます。

それぞれの農家のご事情などもお聞きをしながら、これからまたまとめて3月中にこちらの考え方をまた農家のほうに説明して、令和3年の営農のほうに当たっていただきたいということで、今のところ考えているところでございます。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○7番（石垣光洋議員） 丁寧な説明ということでよろしくお祈りしたいと思います。終わります。

○漆山光春議長 以上で、7番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第5号令和2年度河北町一般会計第15回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第6号令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第6号令和2年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第7号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第7号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第8号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第8号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計第4回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第9号令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第9号令和2年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第10号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第10号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議第31号河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○**後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長** それでは、議第31号河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、令和元年10月11日に日本地下水開発株式会社代表取締役桂木宣均と、工期を令和3年1月31日まで、契約金額を2億845万円として契約を締結し施工したところでありますが、その後、空調・融雪設備に利用する地下水に高濃度のメタンガスの含有が確認されたことから、設計の見直しについて補助金交付団体と協議を要したため、工期について令和3年3月31日まで延長し、令和3年1月29日に第1回変更の議決をいただいたところであります。

今般、設計の見直しについて、補助金交付団体との協議が整い、熱源機器設備について、コイル式熱交換器からプレート式熱交換器に変更するなど、設計の一部を変更して実施することから、工期につきましては令和3年9月17日まで延長し、契約金額につきましては1万1,000円減額し、2億843万9,000円として施工いたしたく、請負契約を一部変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○**漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第31号河北町役場新庁舎地下水熱利用さく井・空調設備工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議第32号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤総務課長兼新庁舎建設課長」

○**後藤浩総務課長兼新庁舎建設課長** 議第32号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

当該工事につきましては、令和2年5月29日に株式会社黒田組取締役社長黒田元喜と、工期を令和3年1月31日まで、契約金額を9,553万5,000円として契約を締結し施工したところでありますが、その後、空調設備の熱交換方式の見直しに伴い、建物地階の井水槽を機械室に変更するなど、設計を一部変更し、増工し、工期につきましても令和3年3月31日まで延長し、令和2年11月13日に第1回変更の議決をいただいたところであります。

今般、空調及び融雪設備に利用する井戸水に高濃度のメタンガスの含有が確認され、設計変更の検討及び補助金交付申請の手に期間を要したことから、年度内に工事を完了する予定でありましたが、工期を令和3年5月31日まで延長して施工いたしたく、請負契約の一部を変更するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○**漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第32号河北町役場新庁舎エネルギー棟建築工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第35号河北町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

板坂教育長の退席を求めます。

(板坂教育長 退席)

担当課長補佐の説明を求めます。

「大泉学校教育課長補佐兼管理係長」

○大泉雅志学校教育課長補佐兼管理係長 議第35号河北町教育委員会教育長の任命について、ご説明申し上げます。

河北町教育委員会教育長板坂憲助氏は、令和3年3月31日をもって現在の任期が満了となります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、板坂憲助氏を引き続き任命いたしたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、板坂憲助氏の略歴につきましては別紙に記載してあるとおりでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○漆山光春議長 担当課長補佐の説明が終わりました。

お諮りします。

本議案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。なお、採決の方法は無記名投票をもって行い

たいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案については質疑、討論を省略し、採決方法は無記名投票により行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員 議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は議長を除き11名であります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

3番 齋藤 隆 議員

1番 丹野 貞子 議員

の両名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に3番齋藤隆議員、1番丹野貞子議員の両名を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員 投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と明記願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなします。

投票箱を改めさせます。

(事務局員 投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これから投票を行います。議席順に投票をお願いします。

(議席順に投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これから開票を行います。3番齋藤隆議員、1番丹野貞子議員の開票立会いをお願いいたします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり賛成全員であります。

よって、議第35号河北町教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員 議場閉鎖を解く)

板坂教育長は、自席にお着き願います。

(板坂教育長 着席)

ここで、板坂教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 貴重な時間の中、皆様から許可をもらいましたので、ここで一言ご挨拶をいたします。

先ほどは、森谷町長の選任を受けて議員の皆様からご支持をいただいたこと、深く感謝申し上げますと同時に、責任の重さを痛感しているところであります。

コロナ禍の中、今ほど学校教育に対して意見が求められているときはございません。そんな中で、子供たちの学びを止めることなく、時代の変化に対応した主体的に生きる力をつけるために、教育現場において頑張っ
て努めてまいりたいと思いますので、今後とも皆様

よりご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

明日、明後日、3月4日及び5日は議案調査のため、6日及び7日は土曜、日曜日のため、8日は議案調査のため、休会となります。

3月9日は、午前9時までご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後2時17分 散会